

第28回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議
事 項 書

令和3年2月26日（金）

8時45分～9時05分

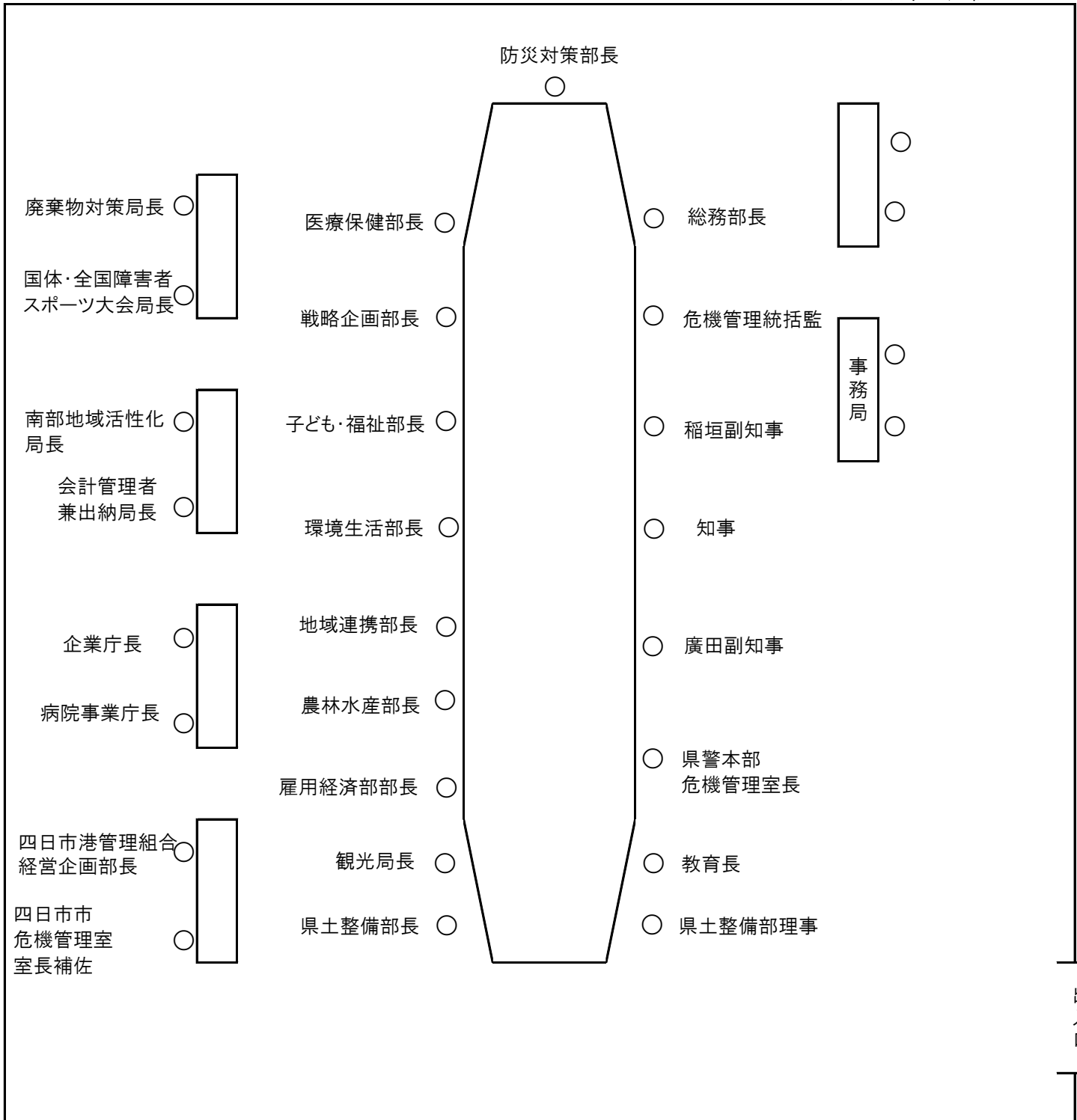
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 ワクチン接種の進捗状況と体制等について
- 3 各部からの報告事項
- 4 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

第28回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(2月26日)座席表

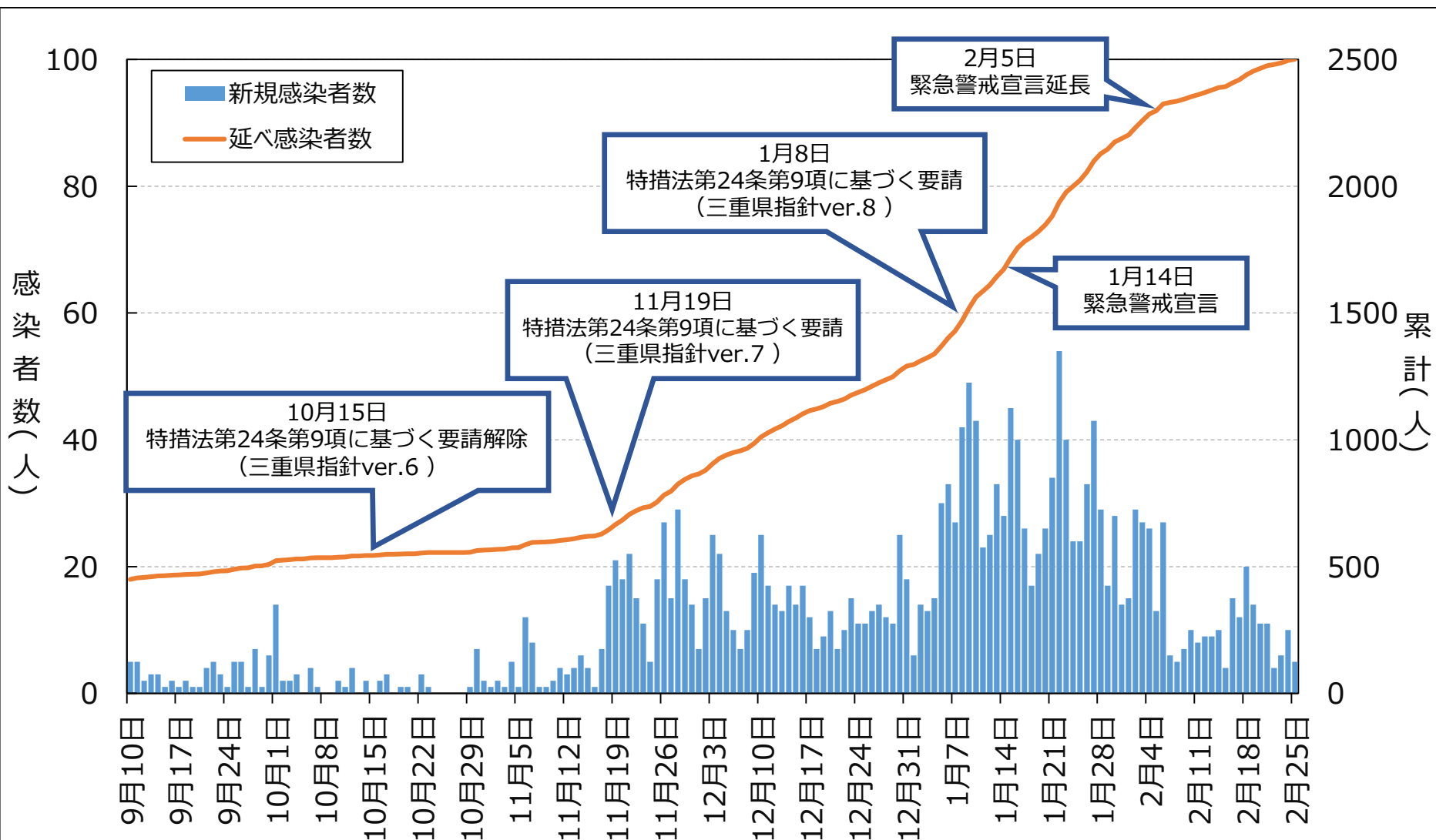
プレゼンテーションルーム



新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

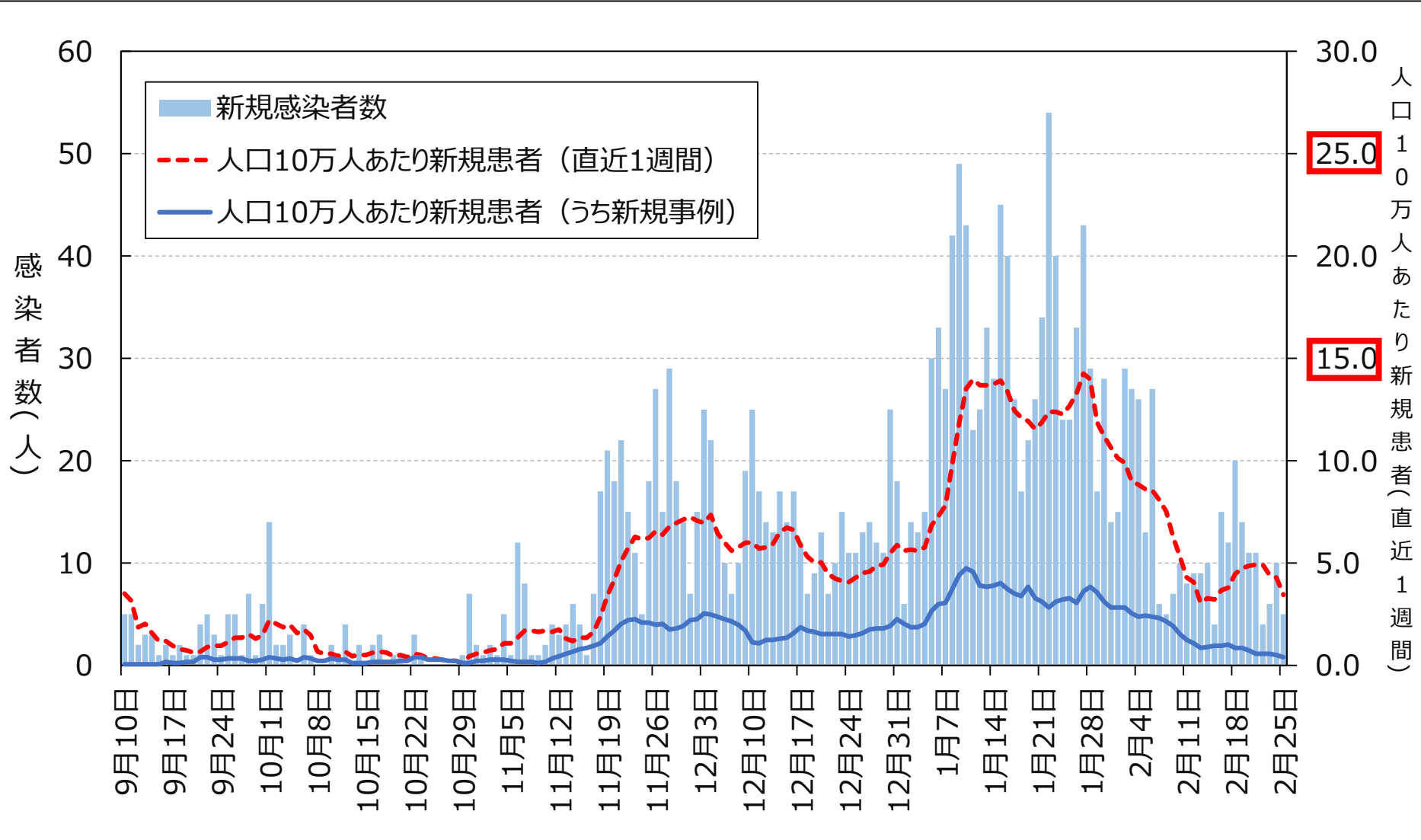
県内患者発生状況 (n=2501, R3.2.25時点)

- ◆ 1月14日に**緊急警戒宣言**発出、2月5日に**同宣言延長** (3月7日まで)
- ◆ 宣言発出以降**新規感染者は減少傾向**であるが**クラスターが断続的に発生**



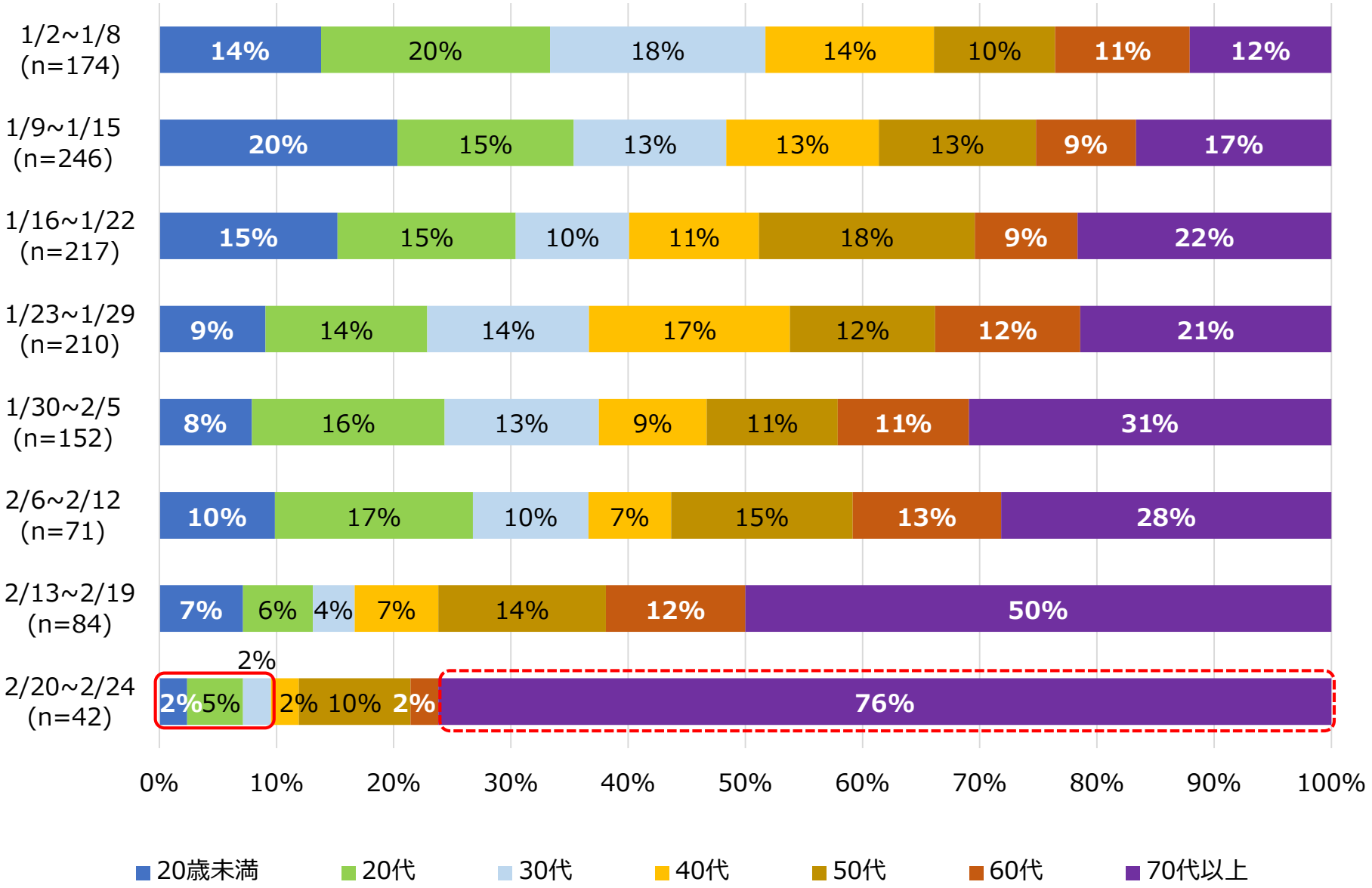
県内患者発生状況 (n=2501, R3.2.25時点)

◆人口10万人あたり患者数は1月下旬以降大きく減少したが、クラスターの影響などにより2月中旬以降4人前後で推移（新規事例数は減少）



年齢別発生状況（週別内訳）

集計期間：1/2~2/24(n=1196)

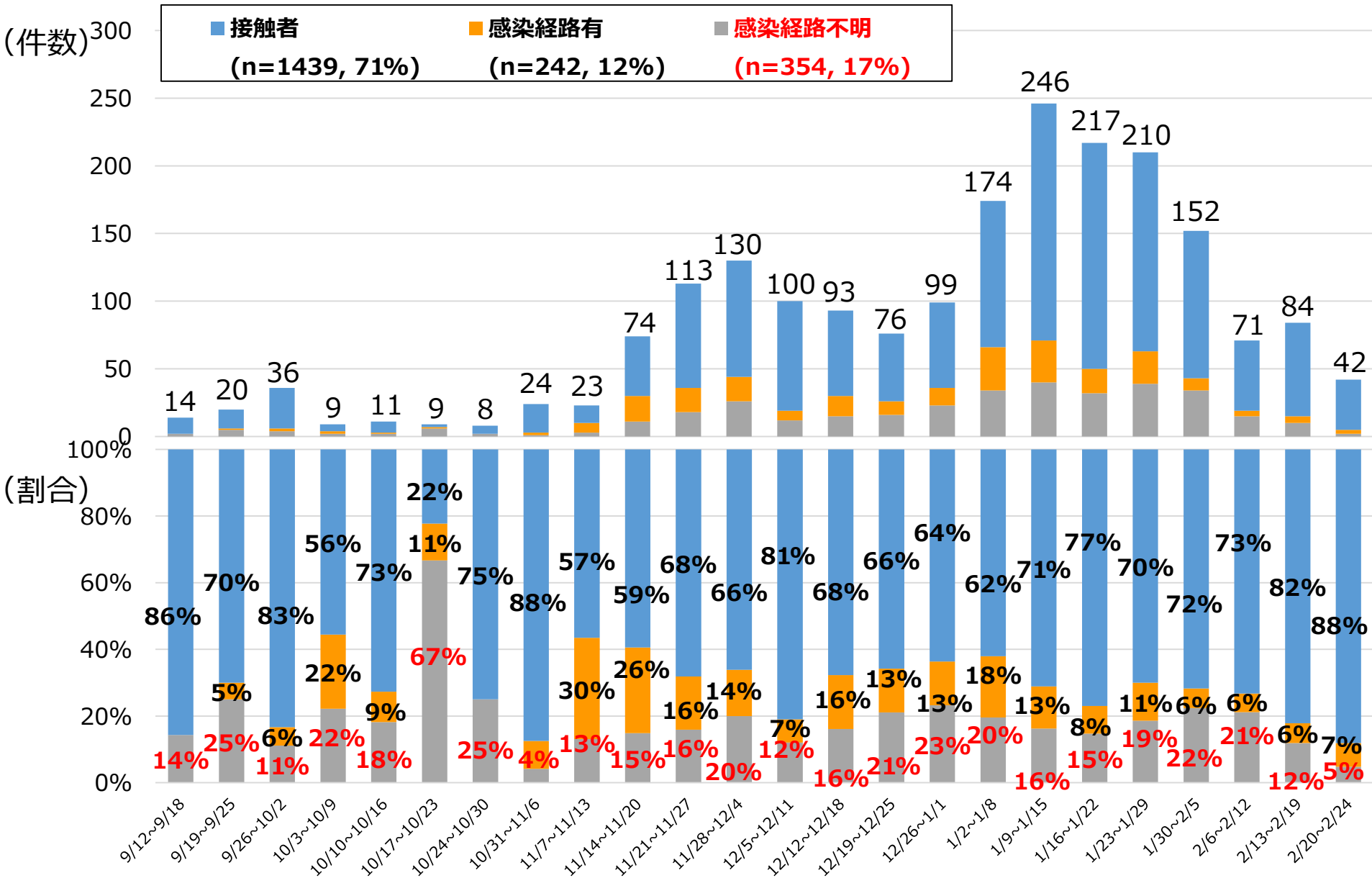


※2/20~24は5日間の集計（他は7日間）

※ 再陽性事例を除く

感染経路等に関する状況（週別内訳）

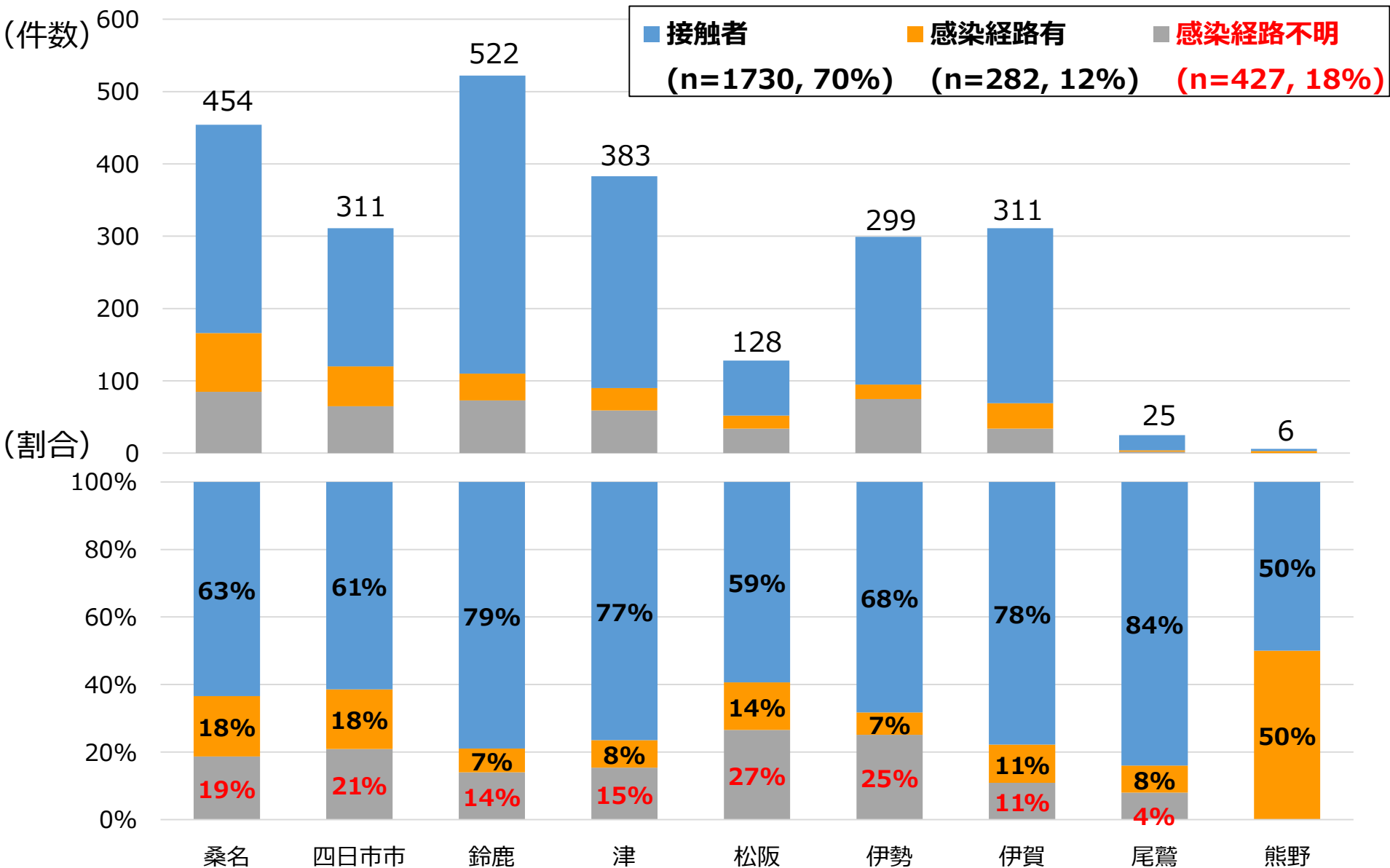
集計期間：9/12~2/24(n=2035)
※直近24週



※2/20~24は5日間の集計（他は7日間）で速報値

感染経路等に関する状況（保健所別内訳）

集計期間：7/4~2/24(n=2439)

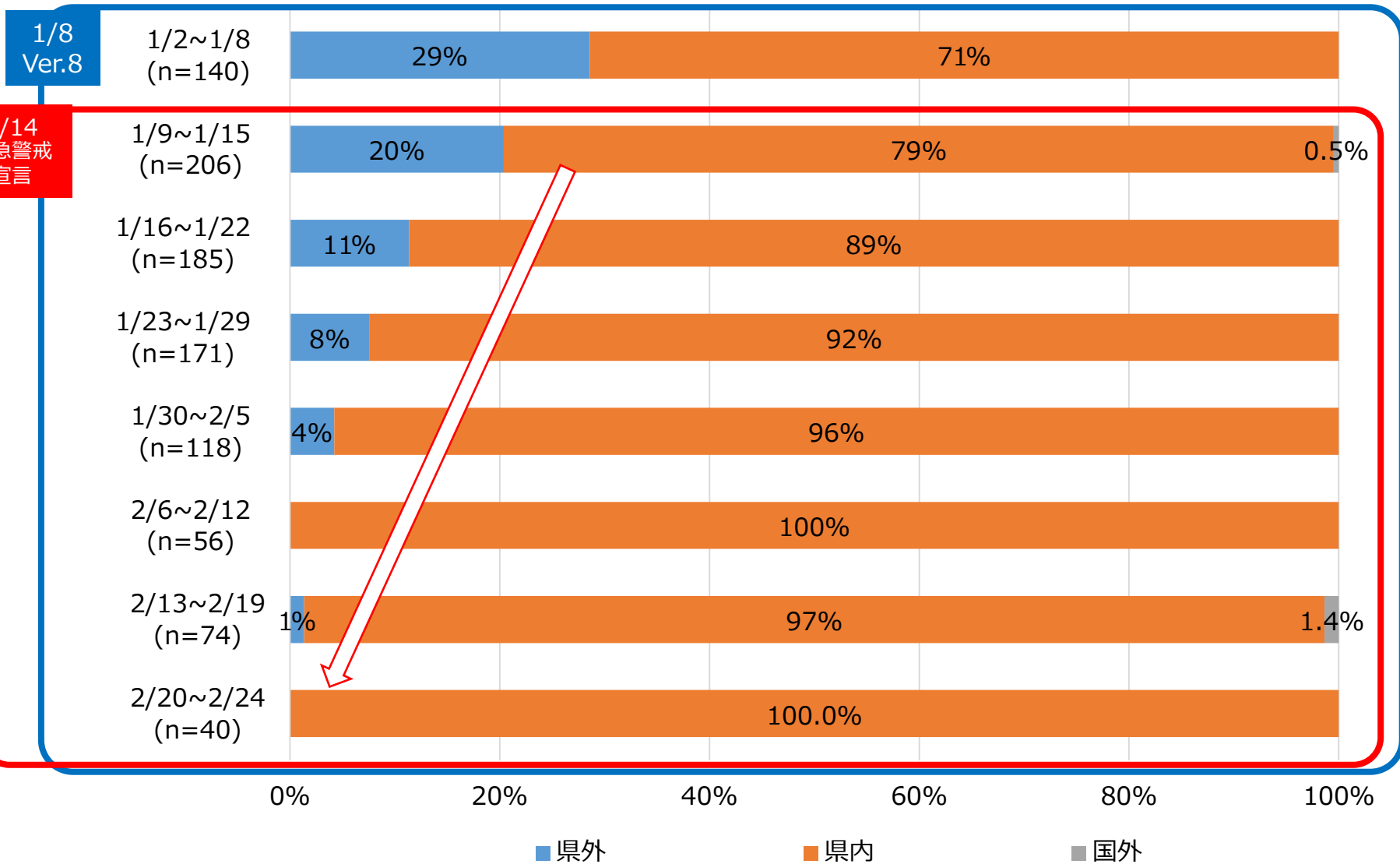


※速報値（2/20~24）含む

感染経路の詳細（週別、経路不明を除く）

集計期間：1/2~2/24(n=990)

(県内外別)

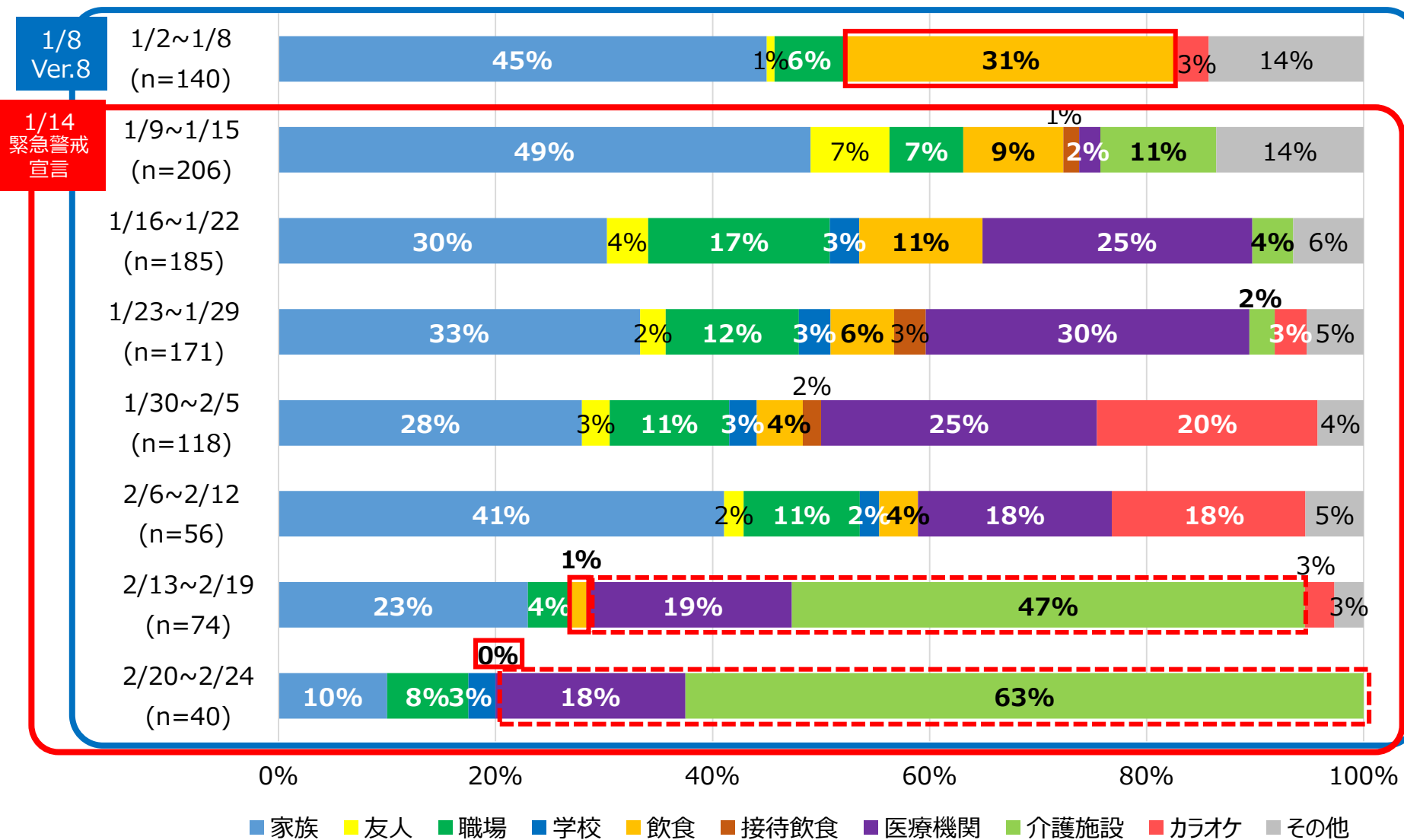


※2/20~24は5日間の集計（他は7日間）で速報値

感染経路の詳細（経路不明を除く）

集計期間：1/2~2/24(n=990)

(経路別)

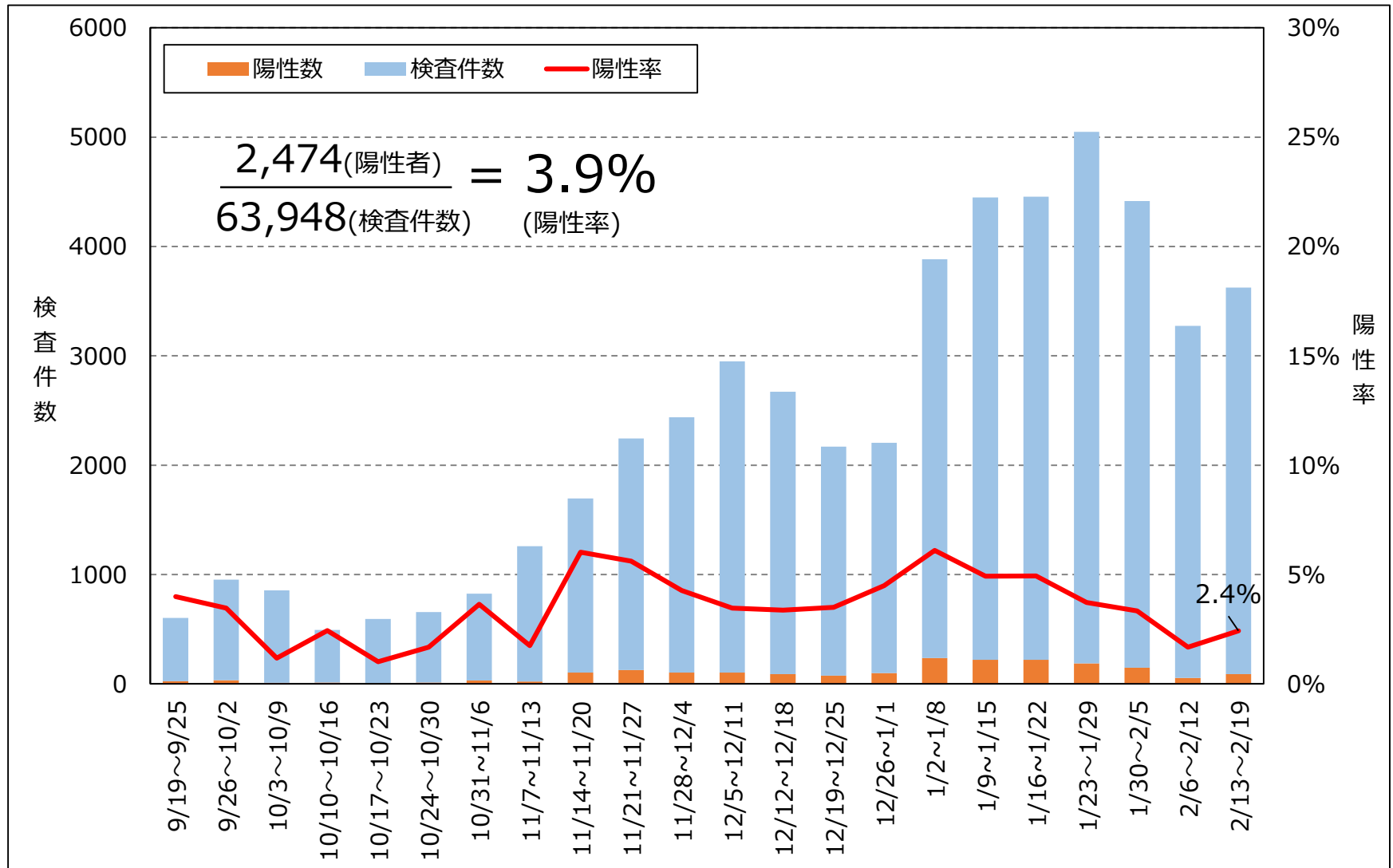


※2/20~24は5日間の集計（他は7日間）で速報値

PCR等検査件数・陽性率（R3.2.19時点）

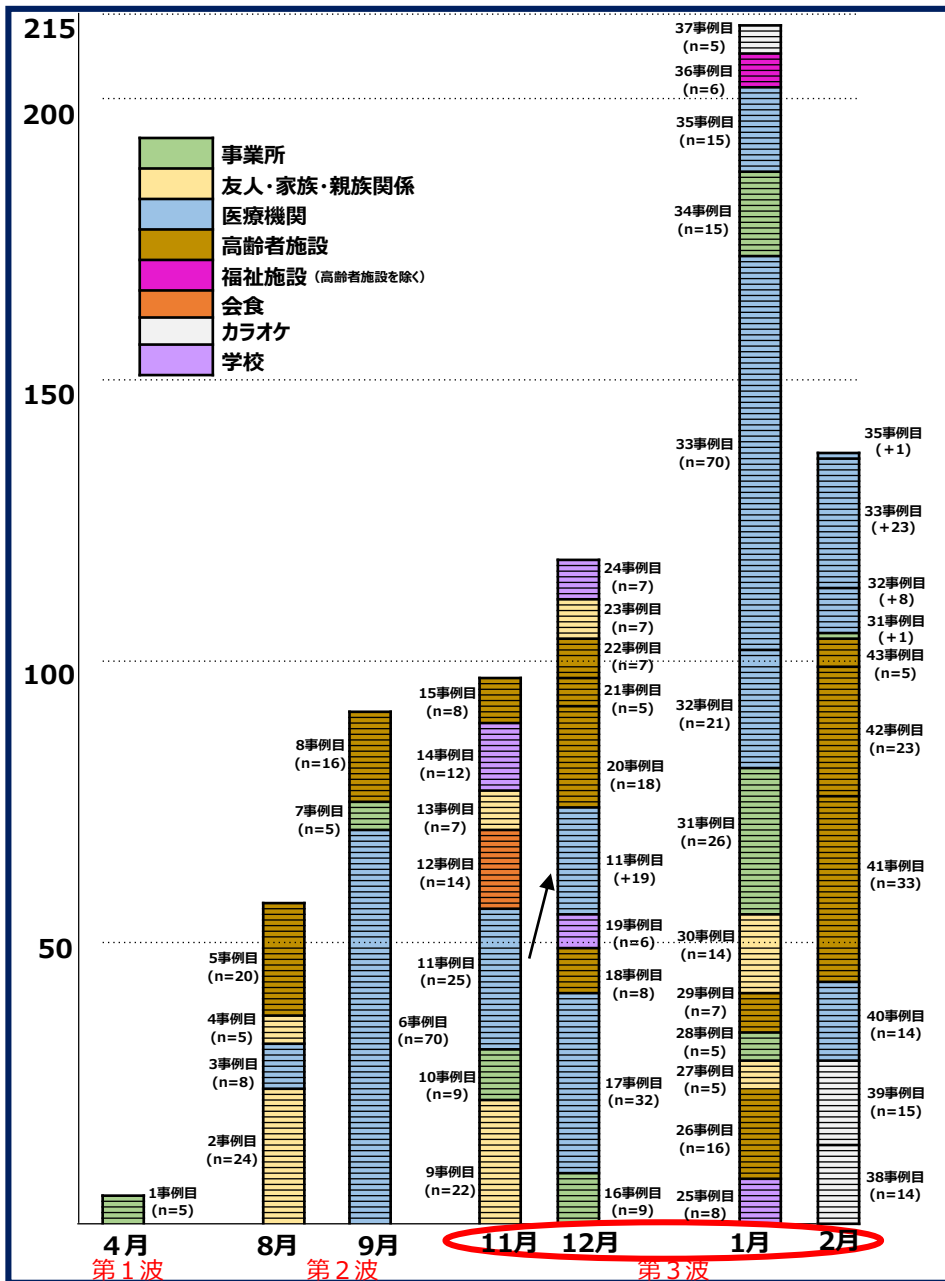
◆ 1月以降毎週3,000件以上の検査を実施

◆ 直近週（2/13～2/19）では3,624件の検査を実施、陽性率は2.4%



※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

クラスター発生状況 (R3.2.25時点)



□ 第1波(4月)で1事例
第2波(8-9月)で7事例
第3波(11月~)で35事例
のクラスターが発生

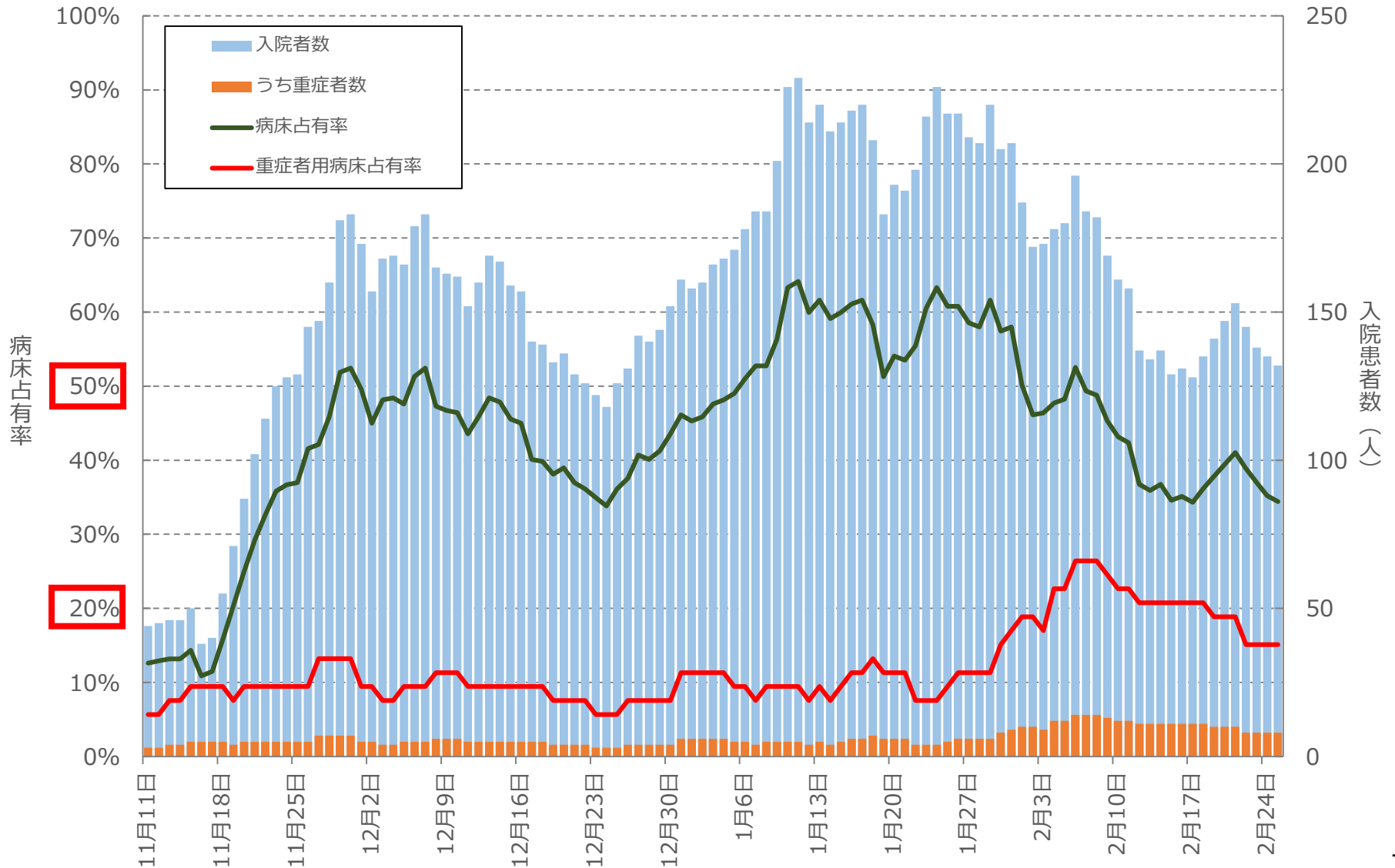
□ クラスター件数としては、
高齢者施設(12件)、医療機関
(8件)、事業所(7件)、友人・家族・
親族(7件)、学校(4件)、カラオケ
(3件)と続くが、**入院医療機関、高
齢者施設において、1クラスターあた
りの陽性者が多い傾向**

□ 医療機関・高齢者施設でクラス
ターが発生した際は、**県クラスター対
策Gを現地に派遣し、外部の有識者
(感染管理認定看護師等)の協力を
得ながら、疫学調査・感染管理・医
療的支援を実施**

クラスターの増加が入院医療の負荷に

入院等の状況（R3.2.25時点）

◆入院患者数は減少傾向であるものの、病床占有率は依然**30%を上回っている状況**であり、重症者用病床占有率は**20%前後**で推移



政府指標の状況

今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安

(政府新型コロナウイルス感染症分科会)

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 ※人口10万人あたりの全療養者数	③検査陽性率	④新規報告数 ※直近一週間の人口10万人あたりの陽性者数	⑤直近一週間と先週一週の比較	⑥感染経路不明割合
	最大確保病床占有率	最大確保病床占有率 (うち重症者用)					
ステージⅢの指標	20%	20%	15人	10%	15人	1.00倍	50%
ステージⅣの指標	50%	50%	25人	10%	25人	1.00倍	50%
1/14時点 緊急警戒宣言 発出時	59.1%	7.5%	12.81人	6.2% (1/2~8)	13.71人	1.76倍	20.0% (1/2~8)



2/25時点	34.4%	15.1%	7.79人	2.4% (2/13~2/19)	3.44人	0.77倍	11.9% (2/13~2/19)
1/14時点との差	↘ 24.7%	↗ 7.6%	↘ 5.02人	↘ 3.8%	↘ 10.27人	↘ 0.99倍	↘ 8.1%

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

※確保病床占有率は確保病床にかかる入院者数で算出 ※検査陽性率は厚生労働省の認めるすべての検査法を含め算出

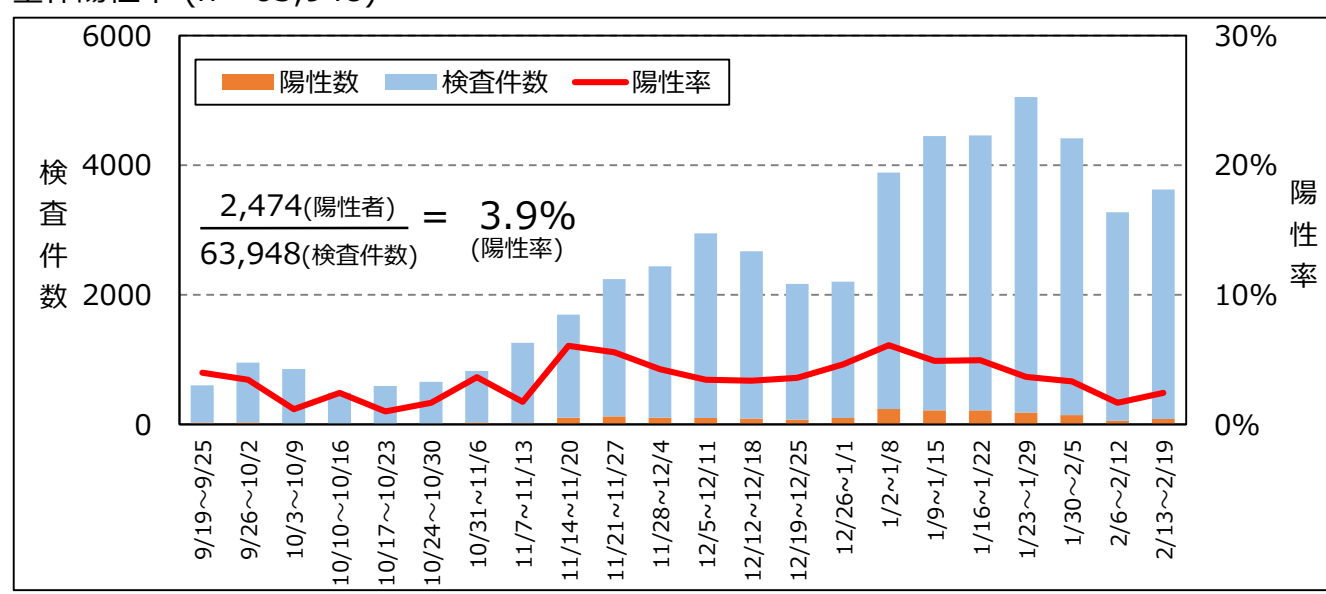
最近の感染状況等

- ・ 1月14日の緊急警戒宣言発出以降、新規感染者数は減少傾向に転じているものの、**クラスターが断続的に発生**し、予断を許さない状況
- ・ 人口10万人あたりの新規陽性者数（直近1週間）は1月下旬以降**大きく減少**したが、2月中旬以降**クラスターの影響**などから**4人前後で推移**する一方、**新規事例数は引き続き減少傾向**
- ・ 地域別では**北勢地域での発生が減少傾向**となる一方、**クラスターの影響**などで**津、伊勢保健所管内での発生が増加**
- ・ 年齢別では、30歳代以下の割合が減少傾向となる一方、医療機関、介護施設での**クラスターの影響**により**70歳代以上の割合が大幅に増加**
- ・ 感染経路不明は**クラスターに伴う接触者の割合増**などもあり**減少傾向**
- ・ 県内外由来は、**県外由来が大幅に減少**
- ・ 感染経路別では**飲食の場面での感染が大幅に減少**する一方、**クラスターの影響**により**介護施設、医療機関で感染したと推定される事例が増加**
- ・ PCR等検査は直近週では3,624件実施し、**陽性率は2.4%で減少傾向**
- ・ **2月以降クラスターが6事例**（高齢者施設3、カラオケ2、医療機関1）発生し、**感染者の多くが高齢者**
- ・ **入院患者数は減少傾向**であるものの、**確保病床占有率は依然30%を上回っており**、**重症者用の確保病床占有率も20%前後で推移**している状況であり、**入院医療への高い負荷が継続**

**上記の感染状況を引き続き注視するため、
緊急警戒宣言を3月7日まで継続**

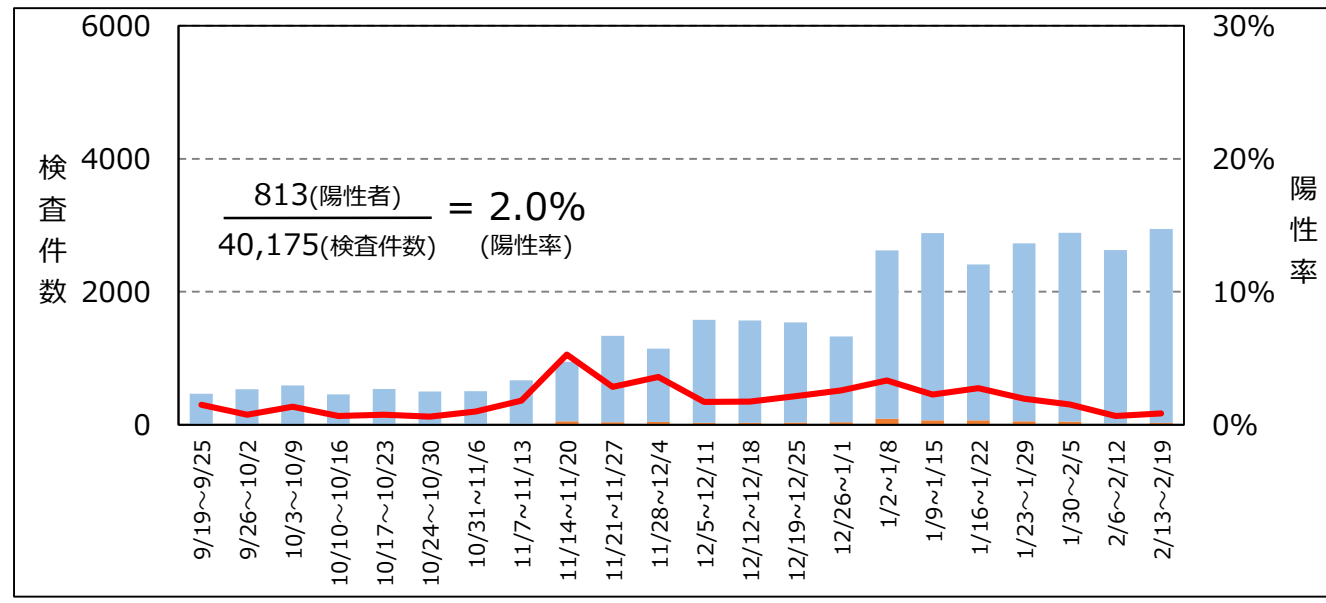
全体陽性率 (n= 63,948)

※陰性確認のための検査を除く



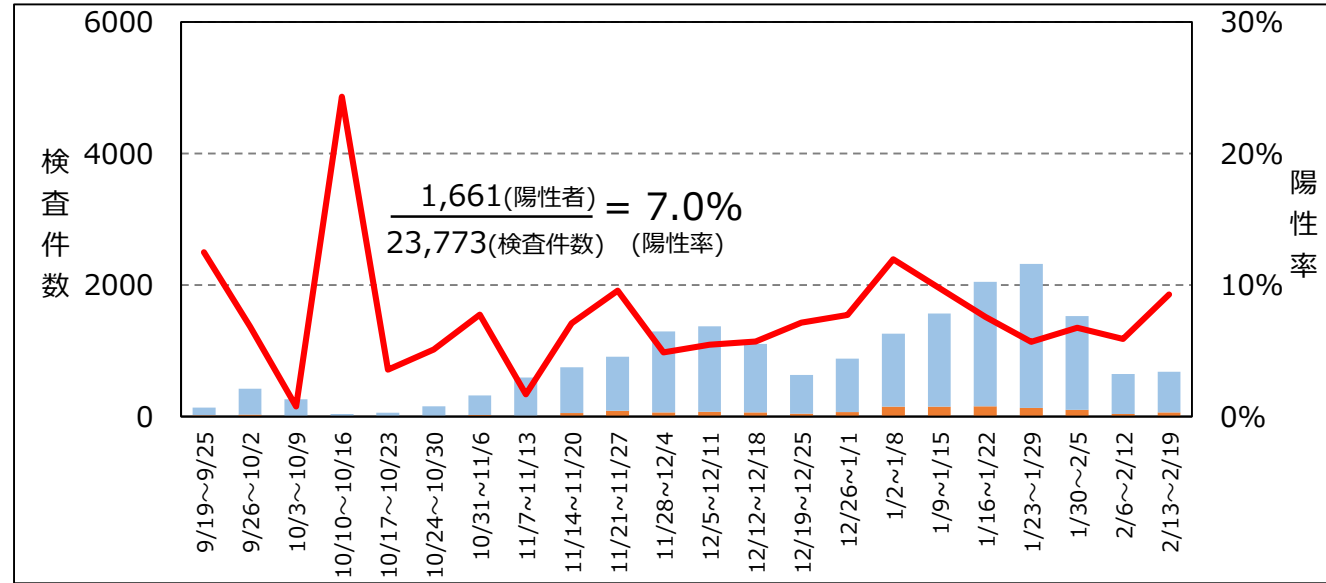
疑い例検査陽性率 (n=40,175)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



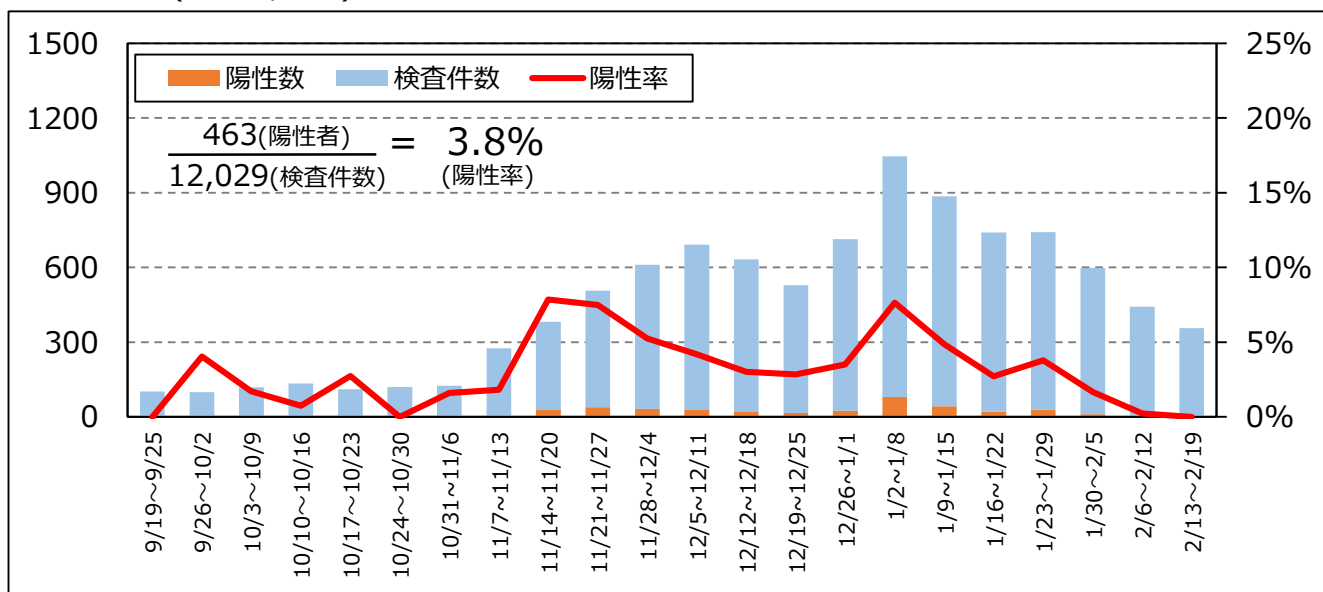
接触者検査陽性率 (n= 23,773)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

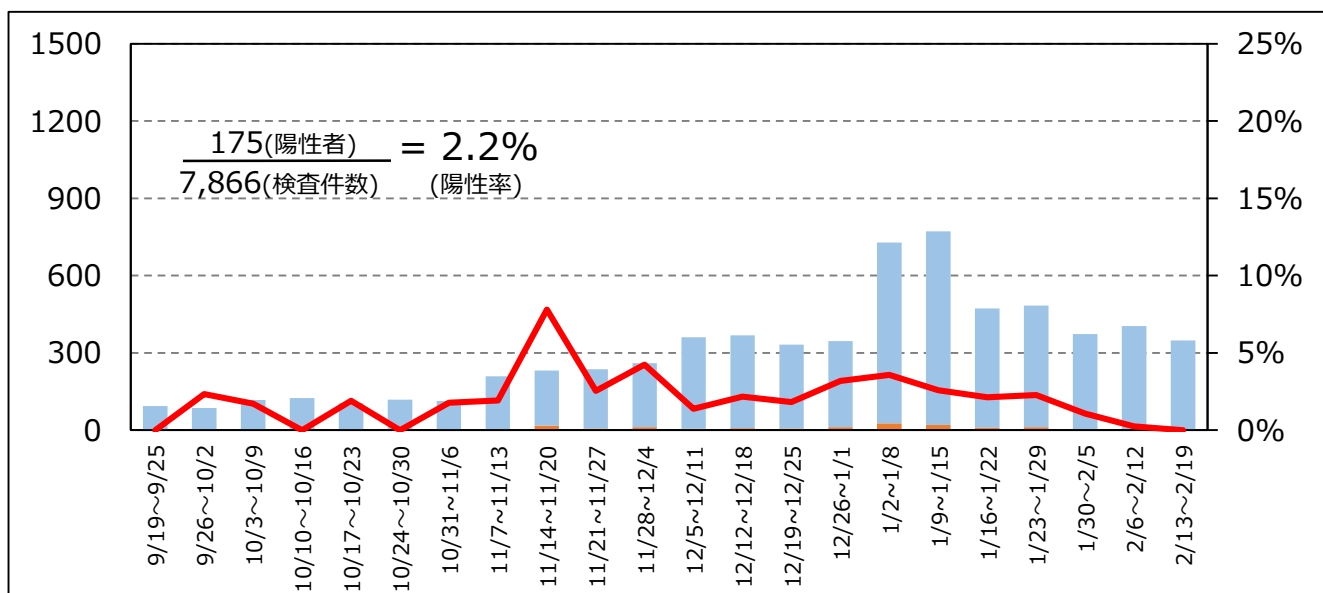


桑名保健所管内陽性率 (n=12,029)

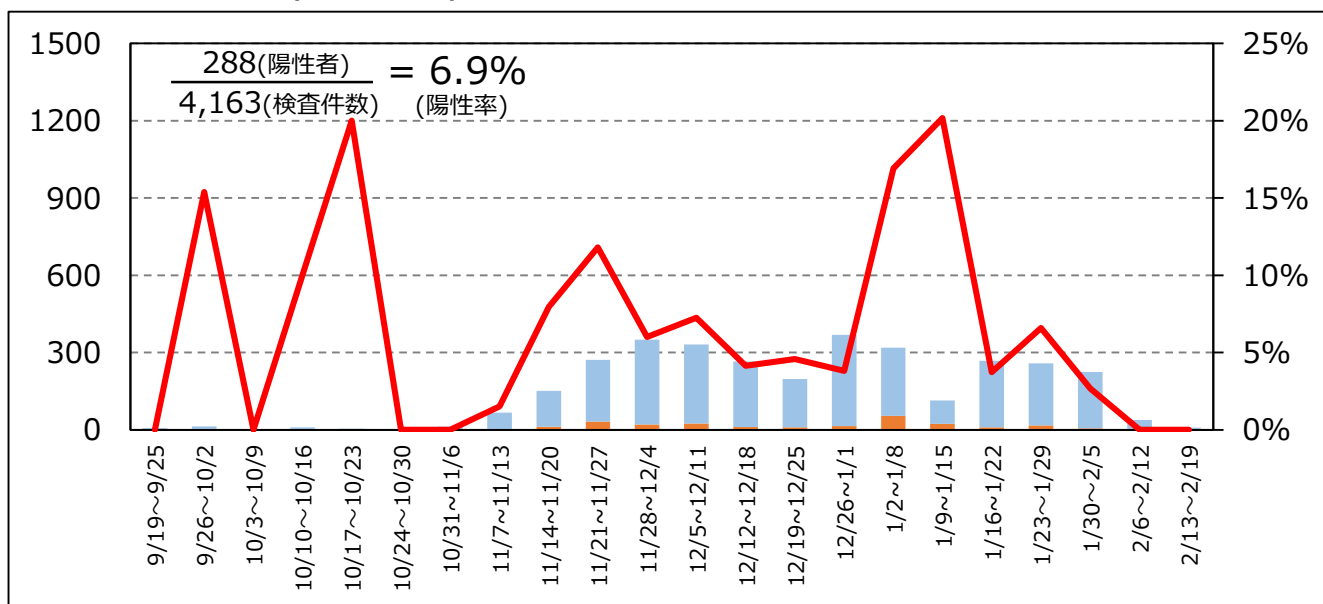
全体陽性率(n=12,029)



疑い例検査陽性率 (n= 7,866)

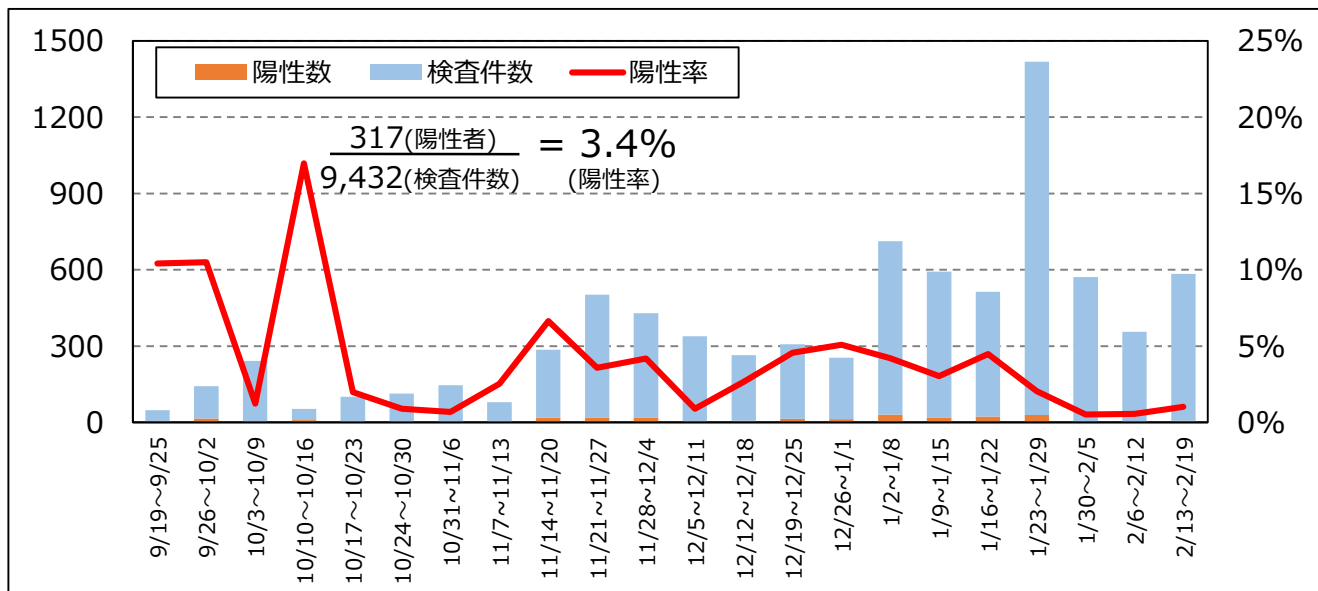


接触者検査陽性率 (n= 4,163)

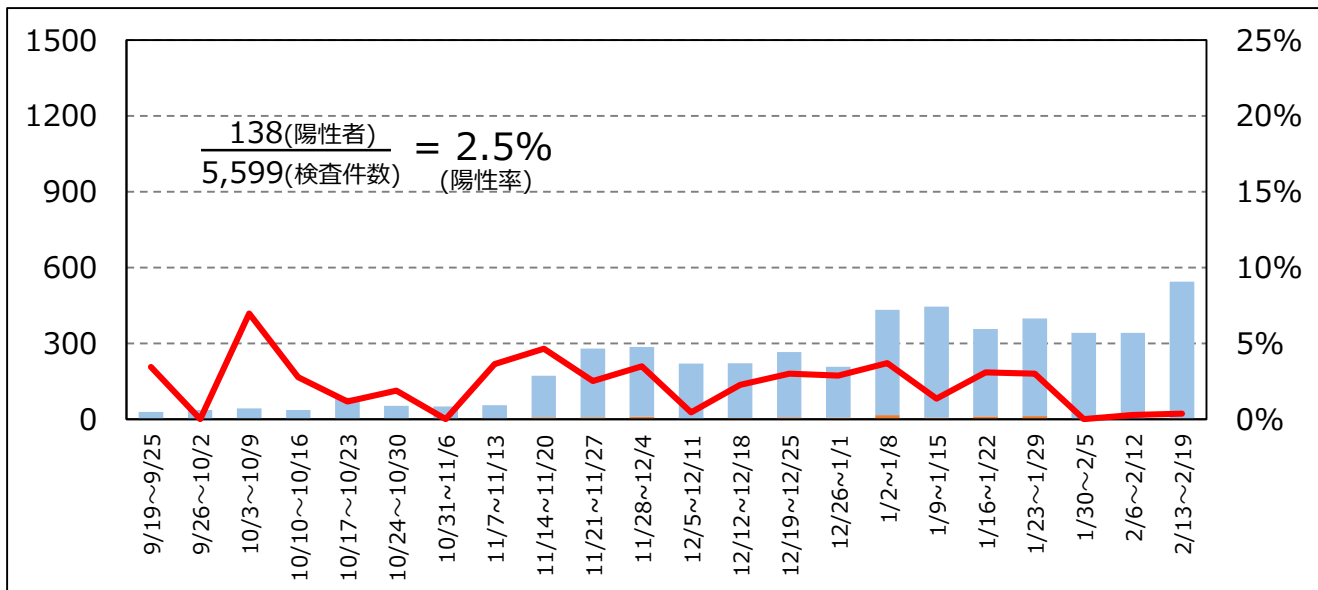


四日市市保健所管内陽性率 (n=9,432)

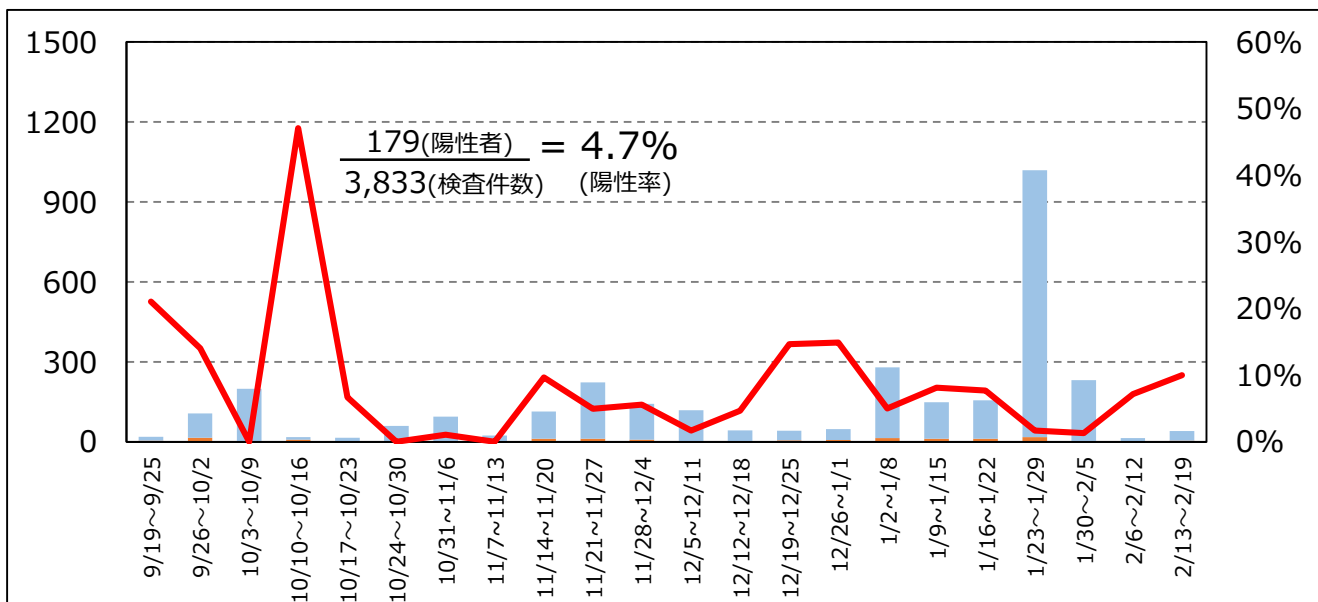
全体陽性率 (n= 9,432)



疑い例検査陽性率 (n= 5,599)

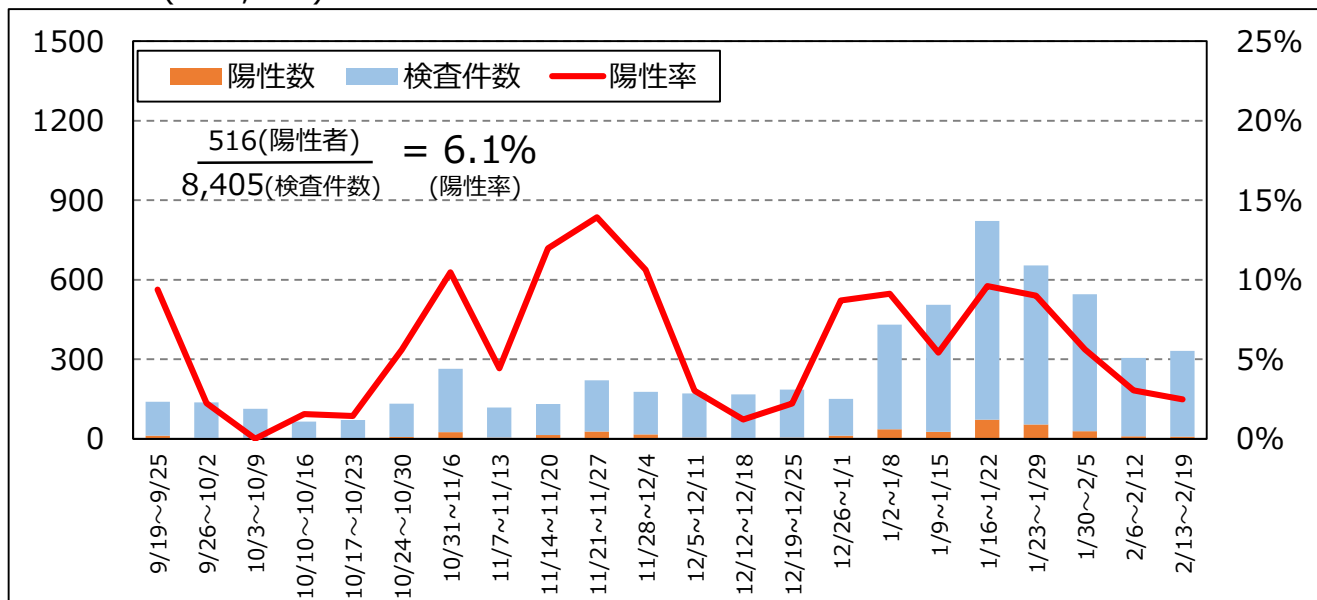


接触者検査陽性率 (n= 3,833)

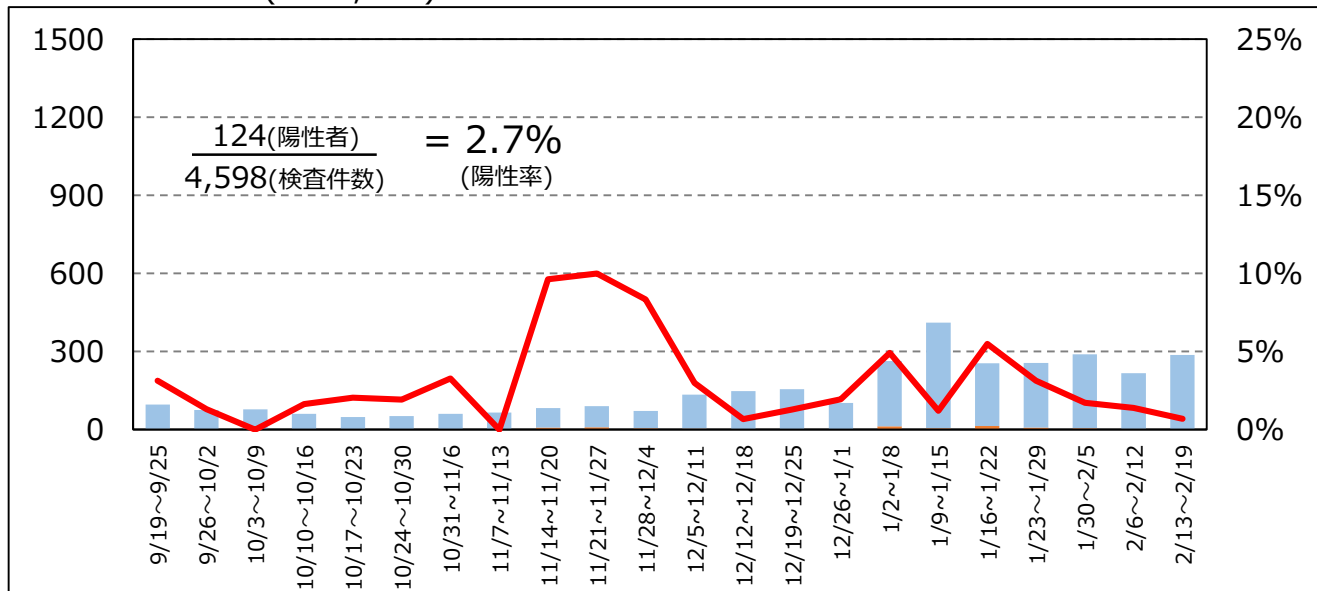


鈴鹿保健所管内陽性率 (n=8,405)

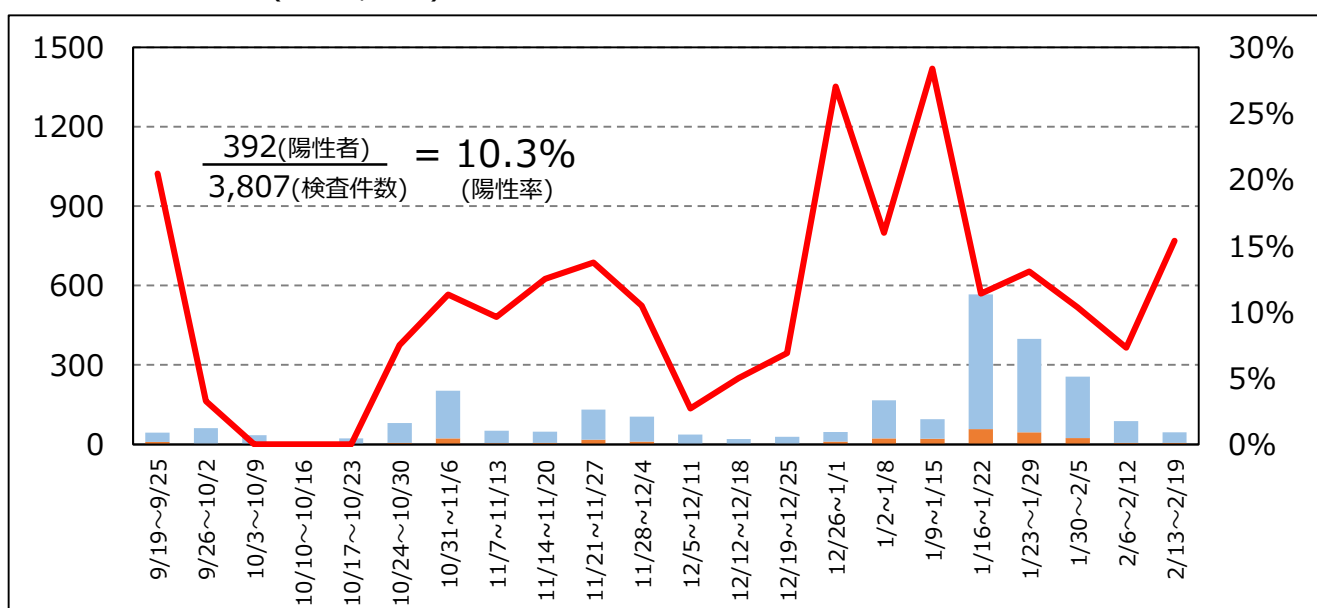
全体陽性率(n=8,405)



疑い例検査陽性率 (n= 4,598)

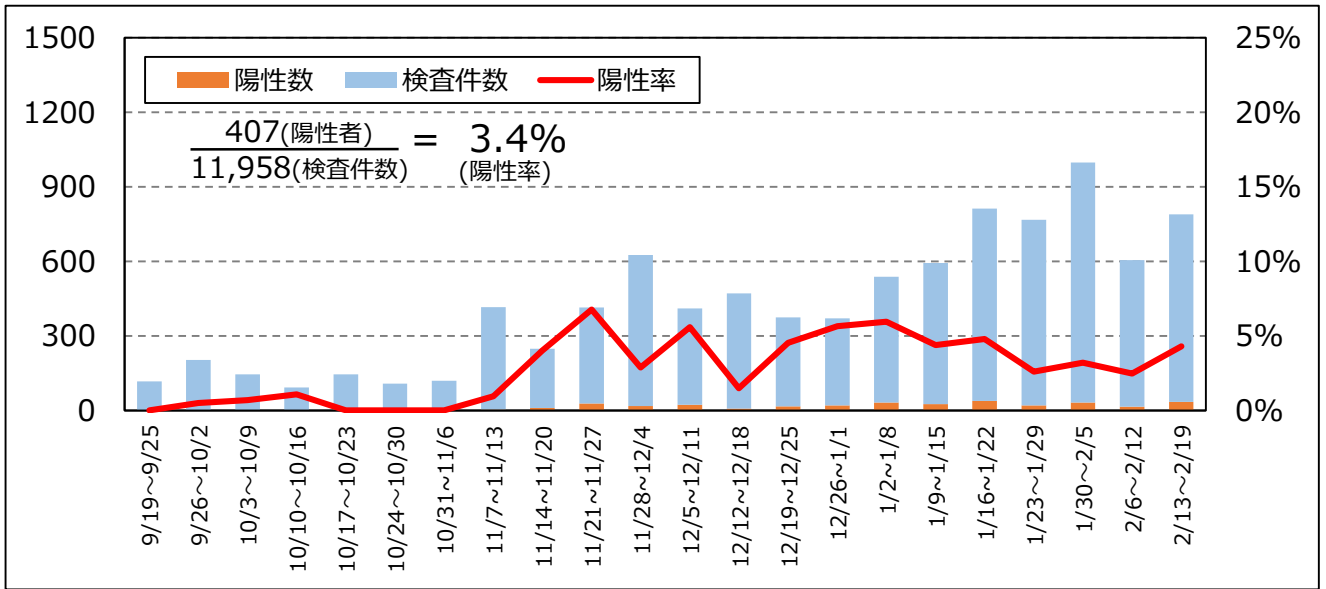


接触者検査陽性率 (n= 3,807)

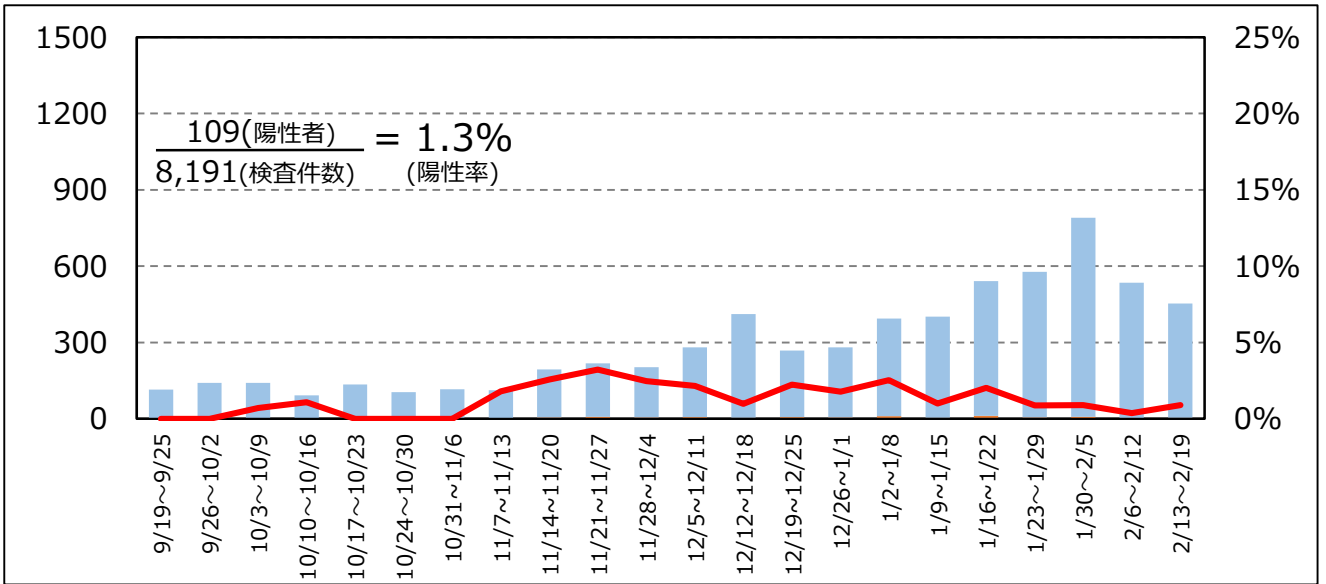


津保健所管内陽性率 (n=11,958)

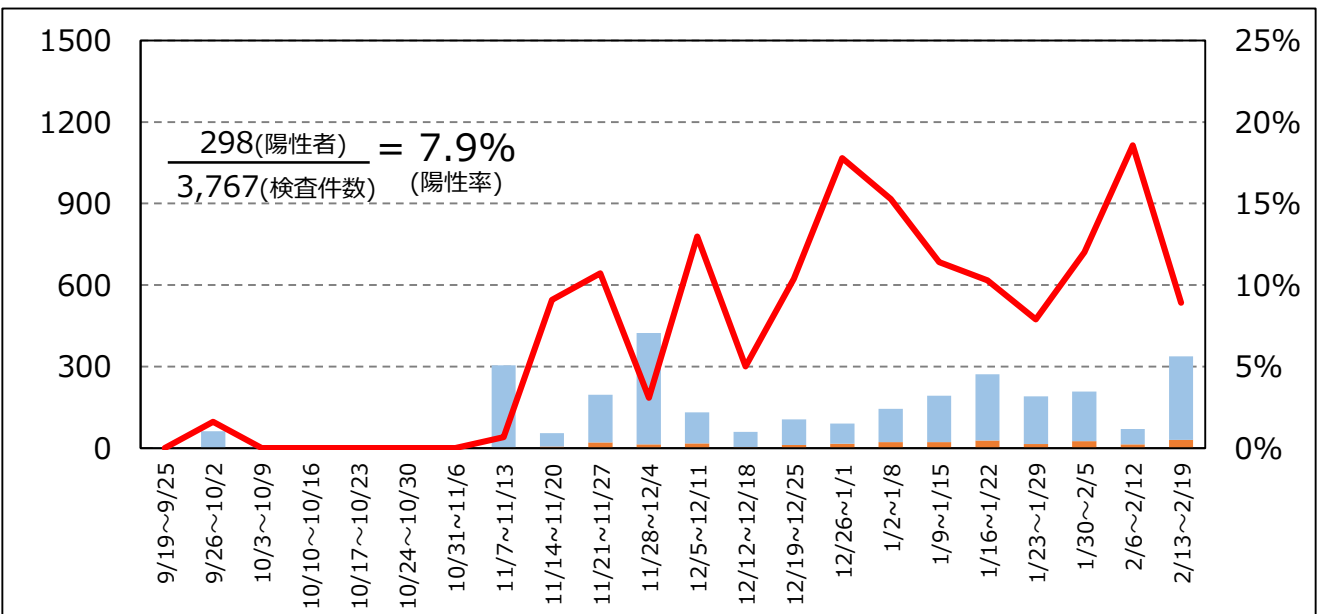
全体陽性率(n=11,958)



疑い例検査陽性率 (n= 8,191)

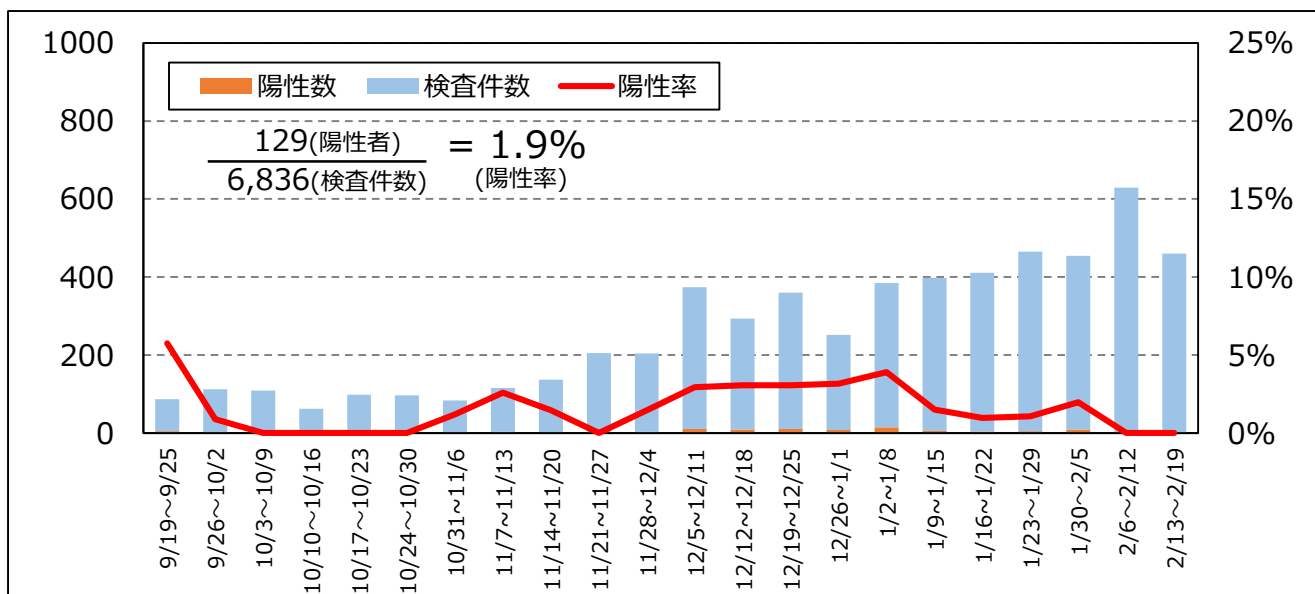


接触者検査陽性率 (n= 3,767)

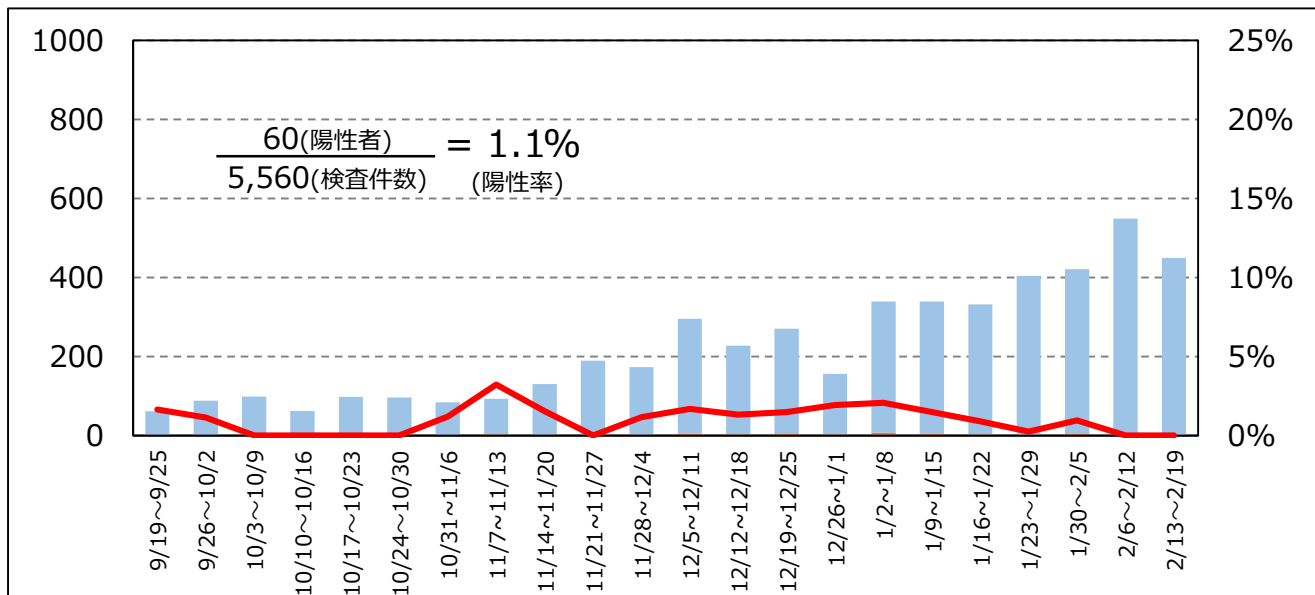


松阪保健所管内陽性率 (n=6,836)

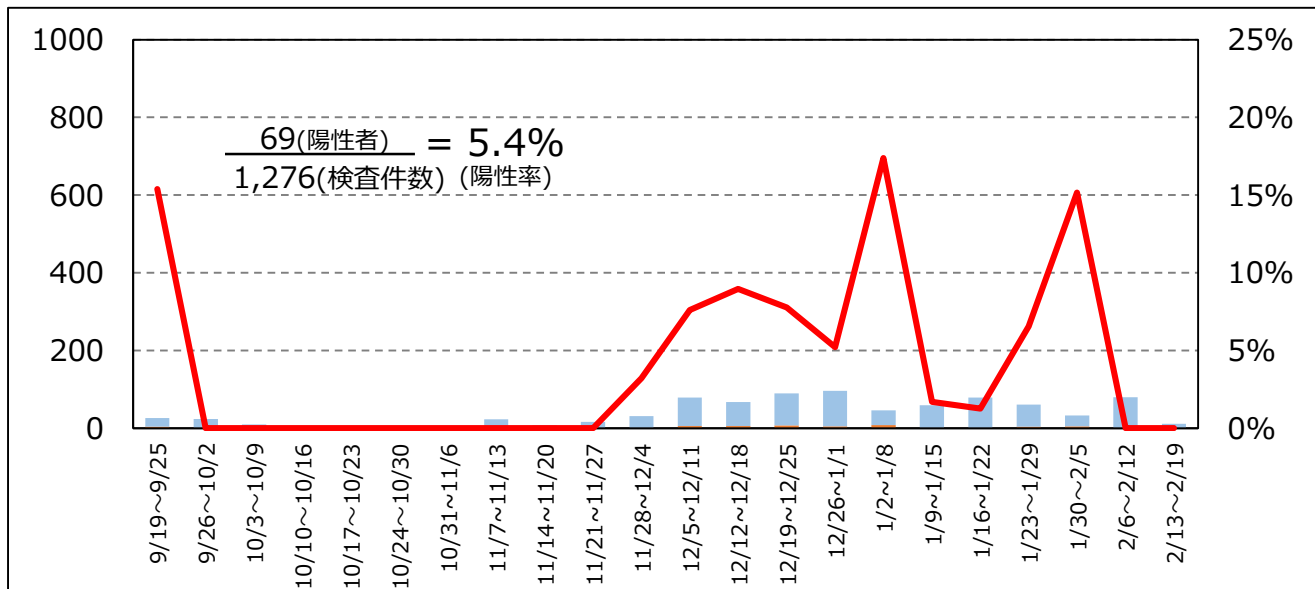
全体陽性率 (n=6,836)



疑い例検査陽性率 (n= 5,560)

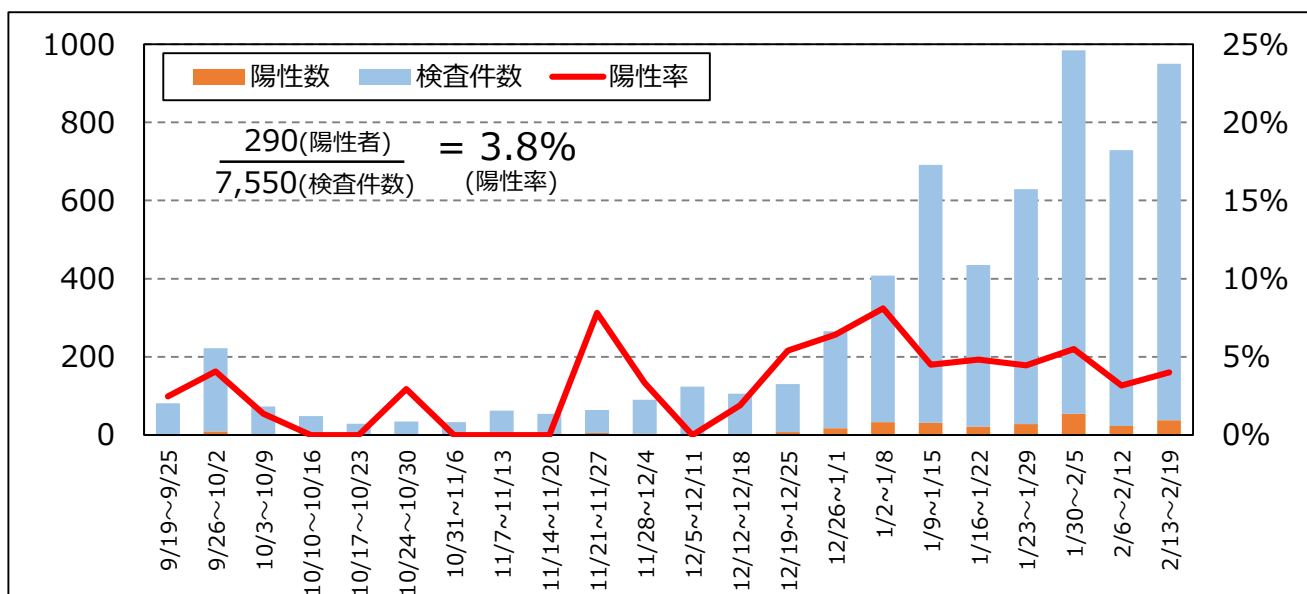


接触者検査陽性率 (n= 1,276)

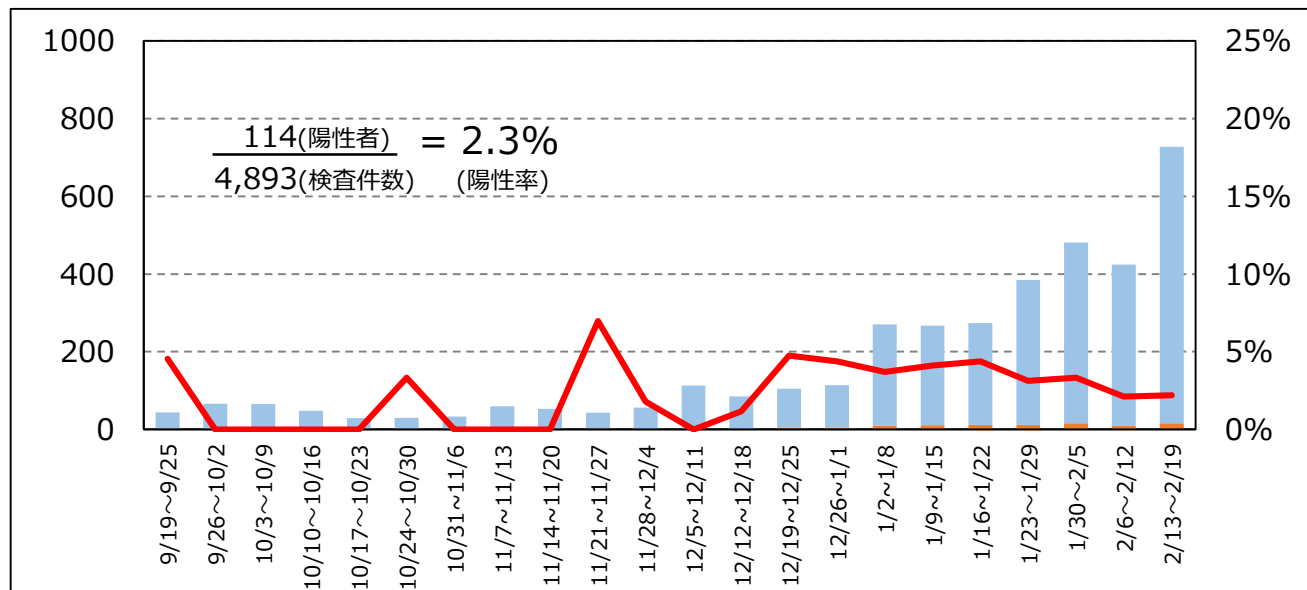


伊勢保健所管内陽性率 (n=7,550)

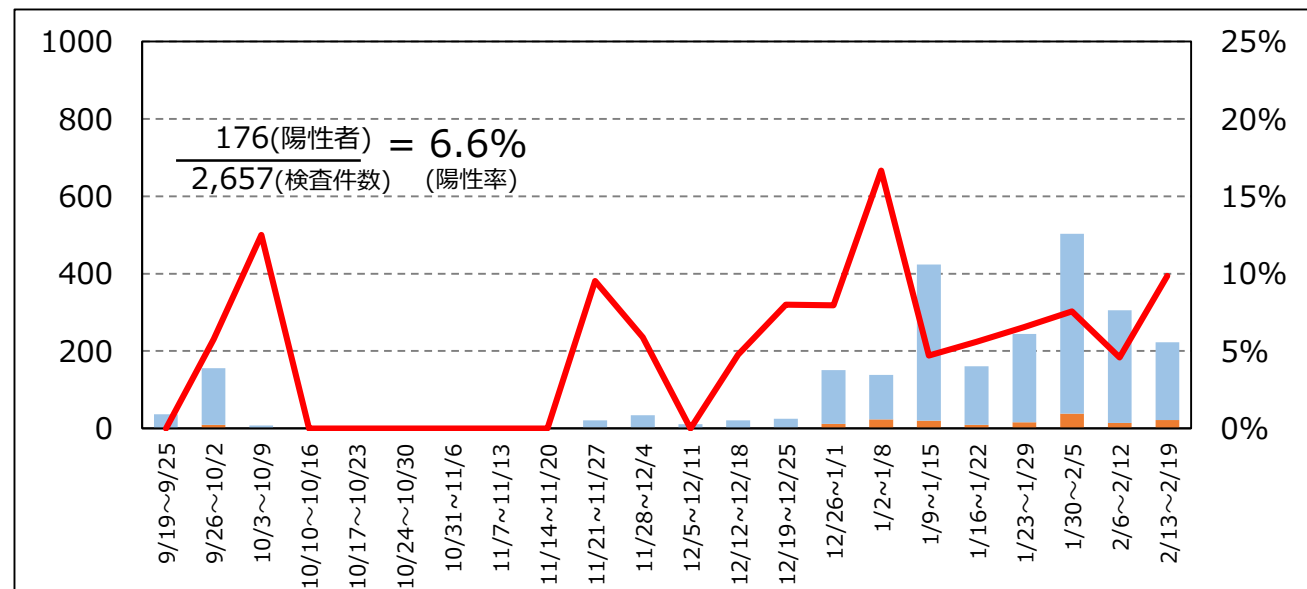
全体陽性率(n=7,550)



疑い例検査陽性率 (n=4,893)

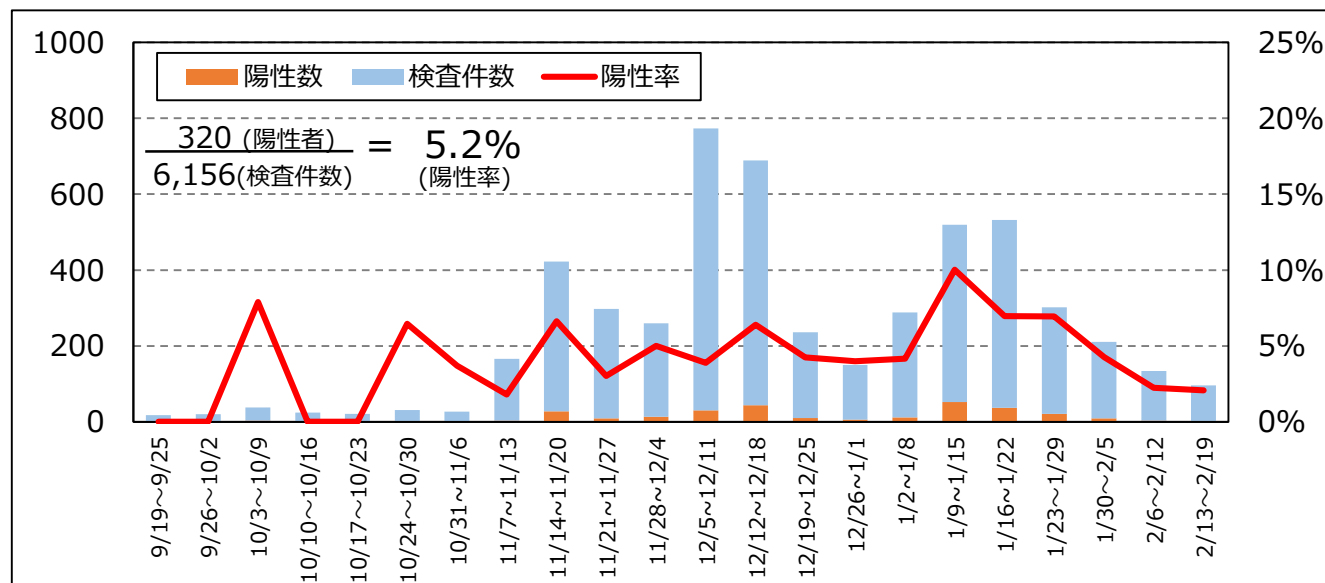


接触者検査陽性率 (n=2,657)

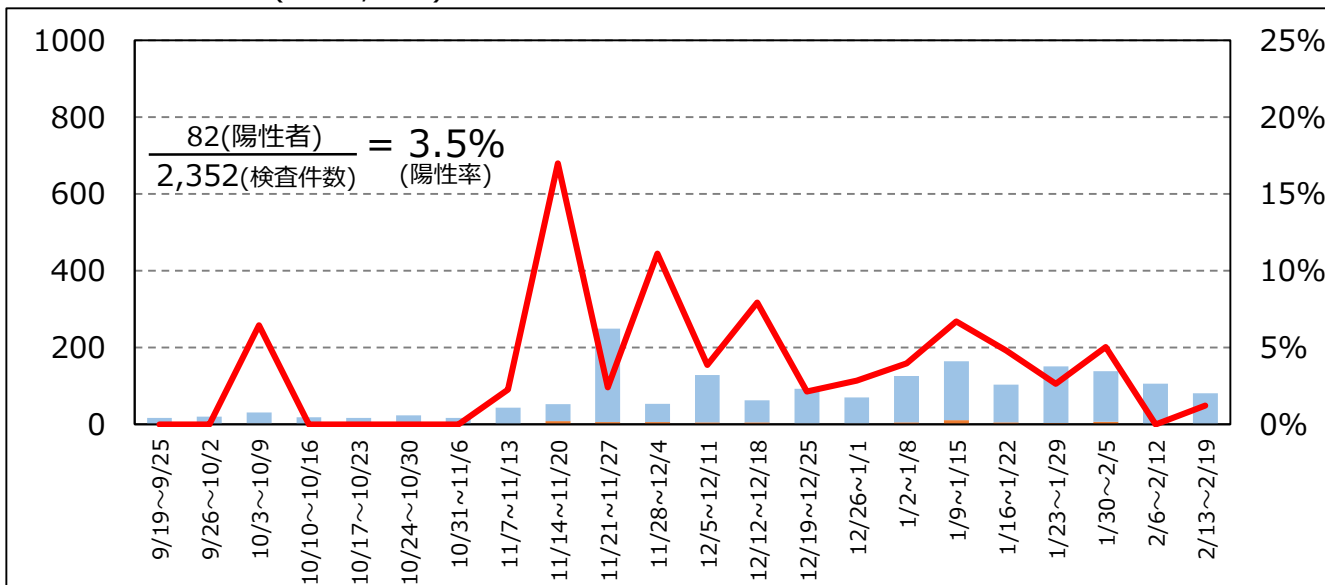


伊賀保健所管内陽性率 (n=6,156)

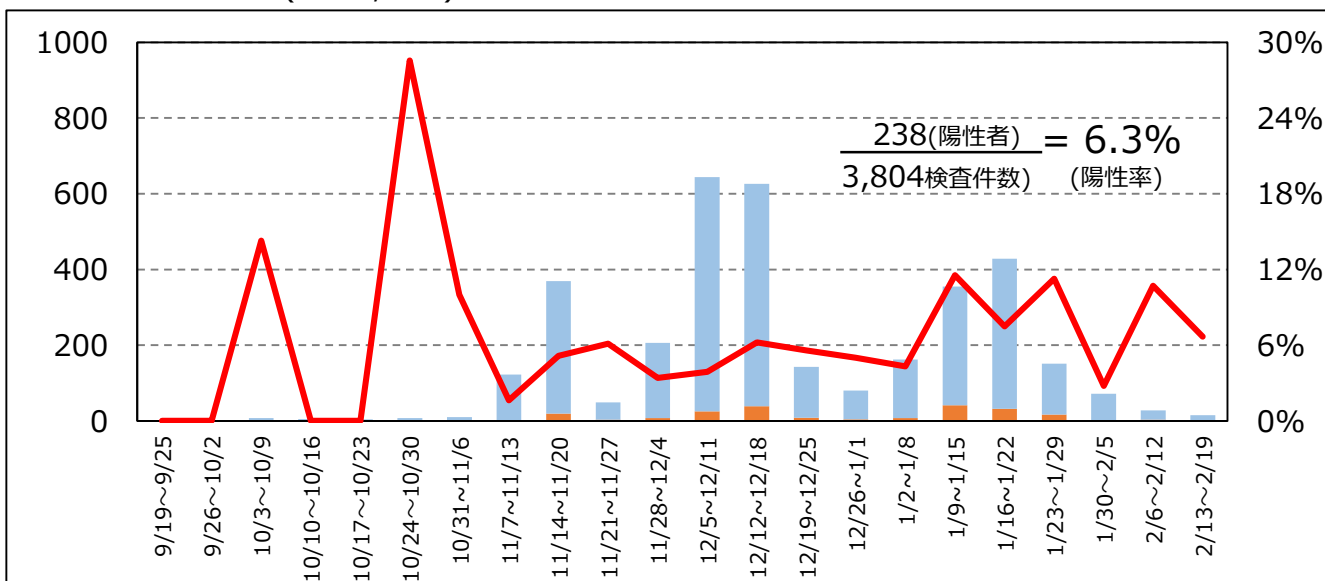
全体陽性率(n=6,156)



疑い例検査陽性率 (n= 2,352)

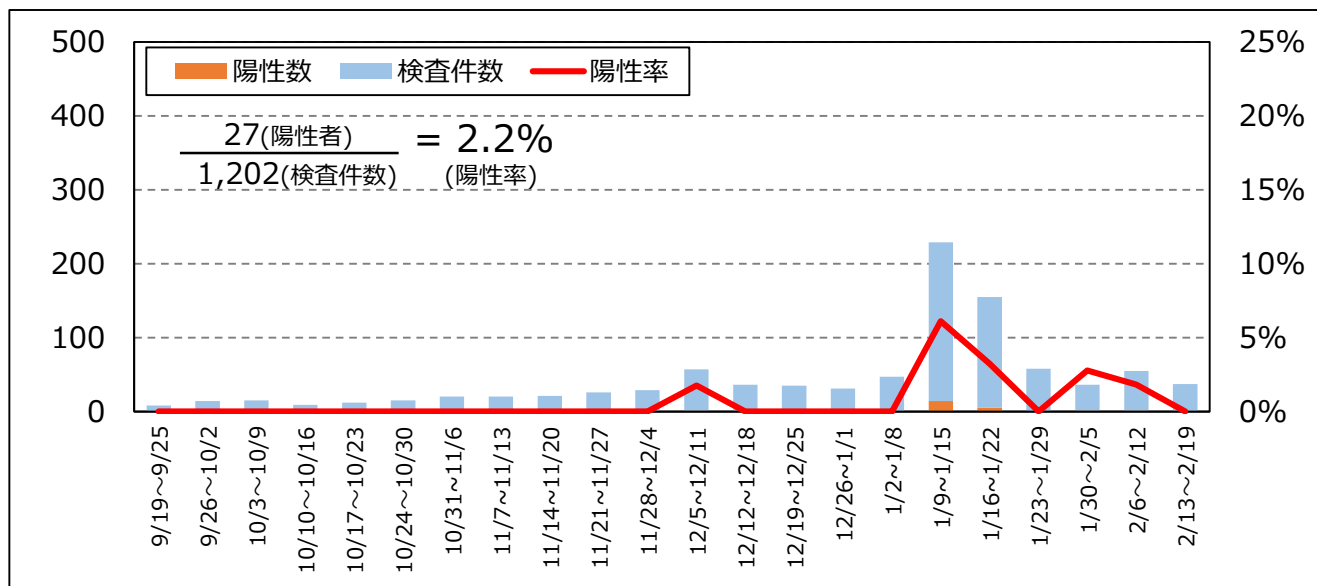


接触者検査陽性率 (n= 3,804)

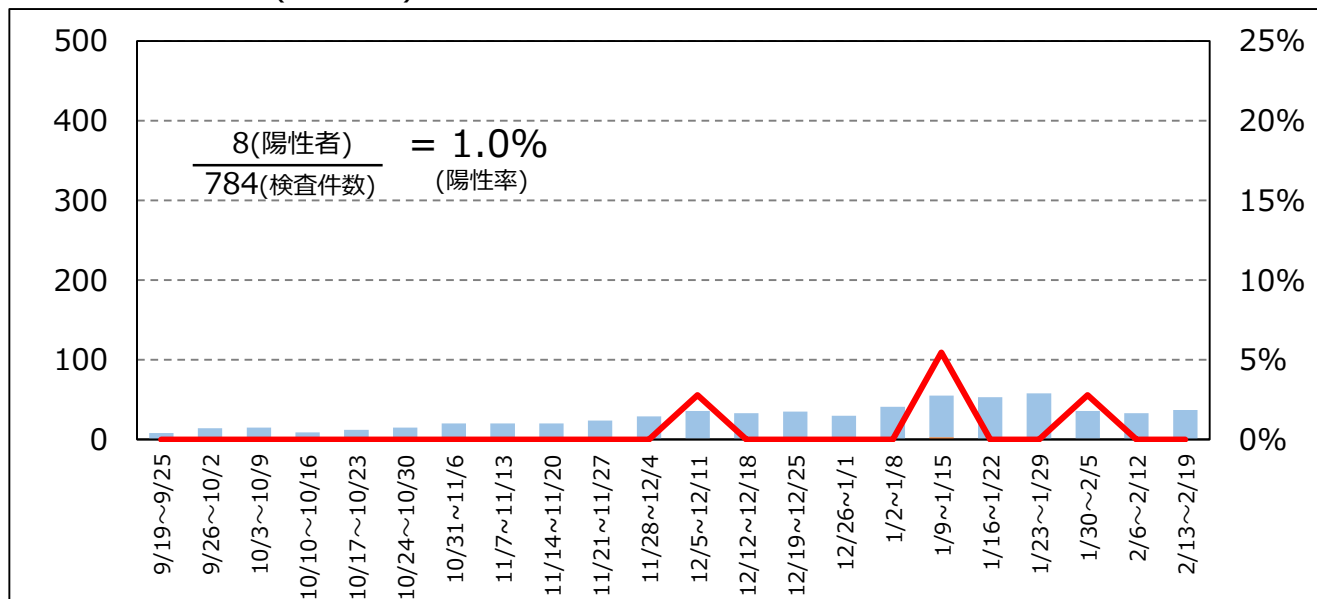


尾鷲保健所管内陽性率 (n=1,202)

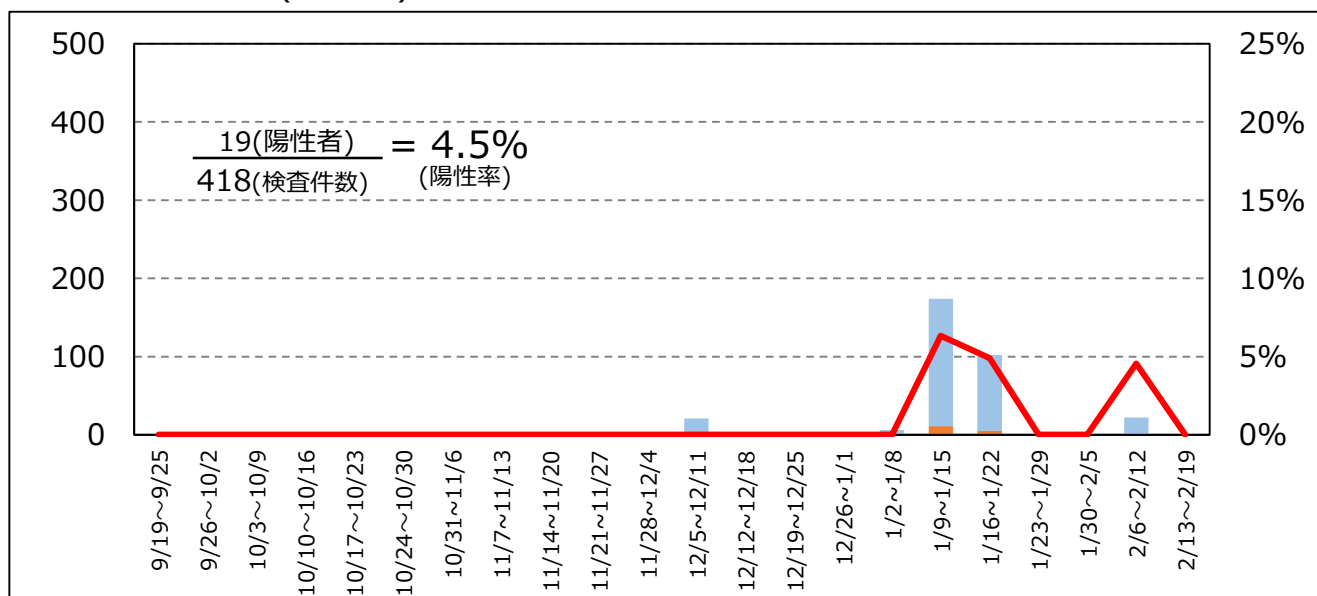
全体陽性率 (n=1,202)



疑い例検査陽性率 (n= 784)

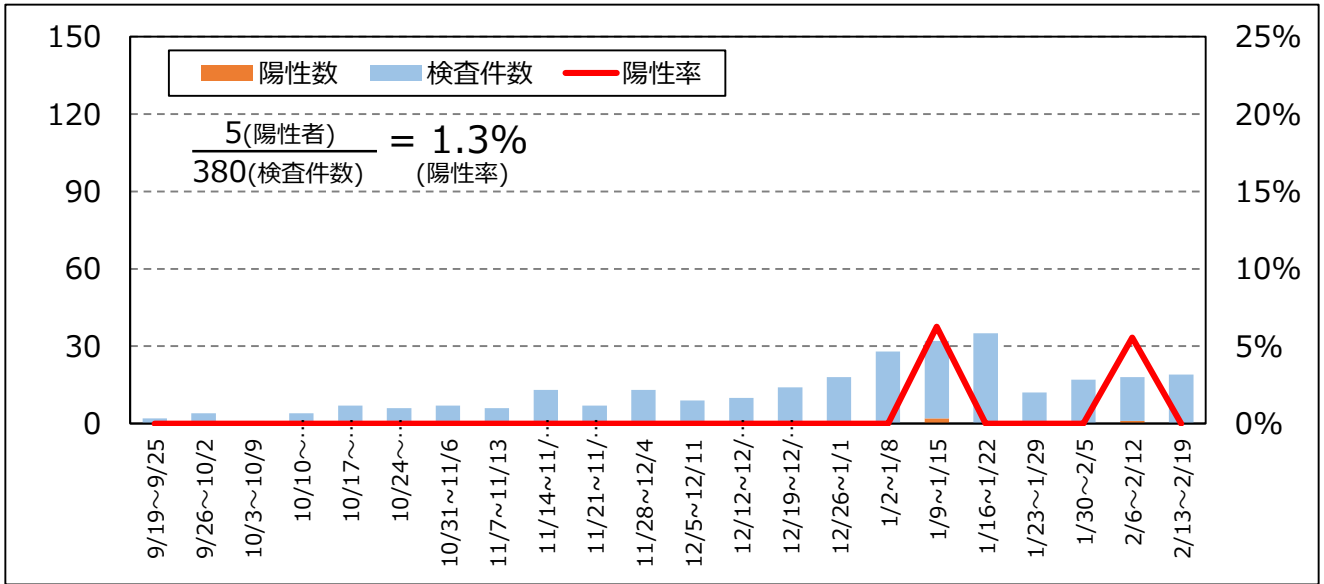


接触者検査陽性率 (n=418)

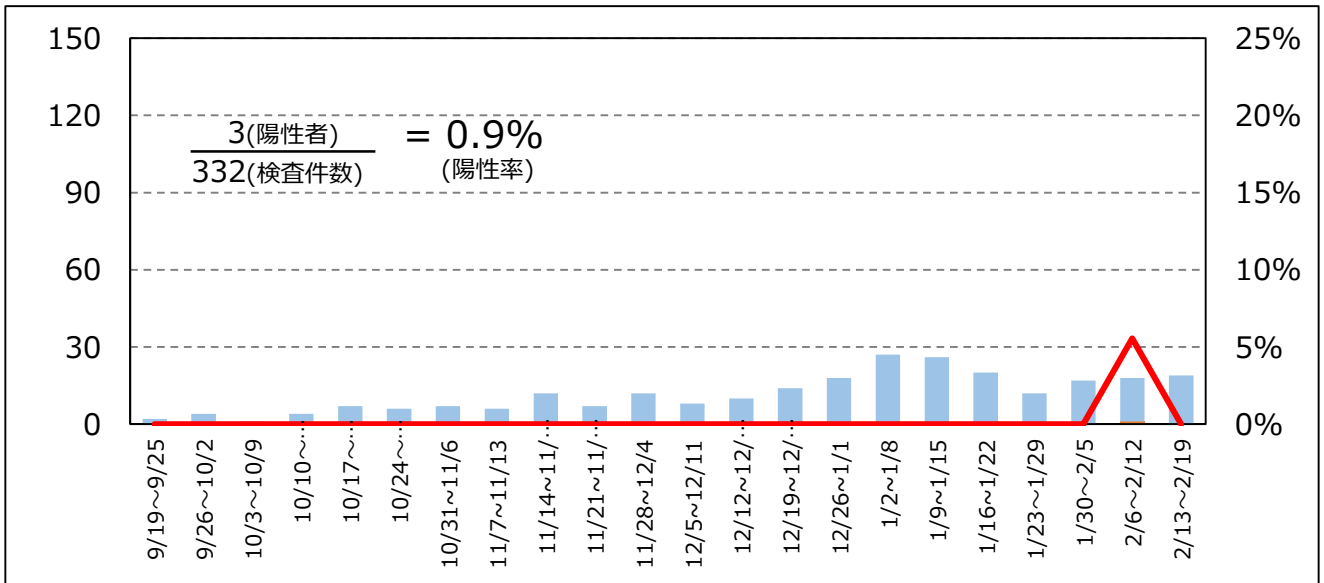


熊野保健所管内陽性率 (n=380)

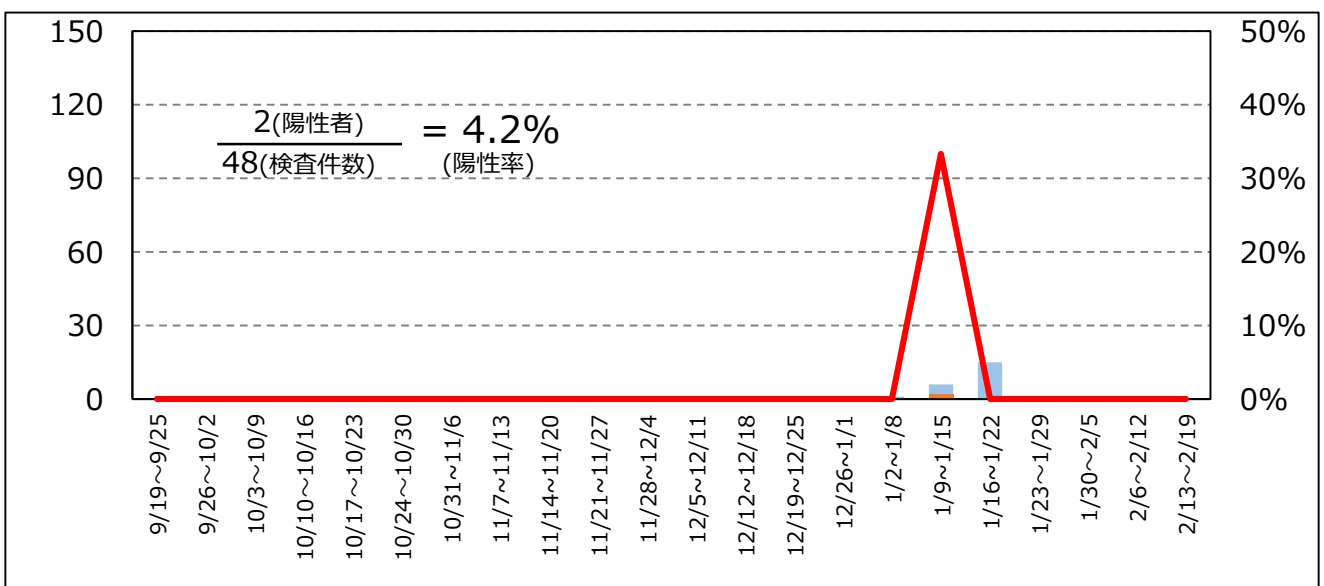
全体陽性率(n= 380)



疑い例検査陽性率 (n= 332)



接触者検査陽性率 (n= 48)



ワクチン接種の進捗状況と体制等について

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ **厚生労働大臣の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、**接種体制・流通体制を速やかに整備**する。

接種場所の原則と例外

- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は**原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種**を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、**やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種**を受けることができることとする。

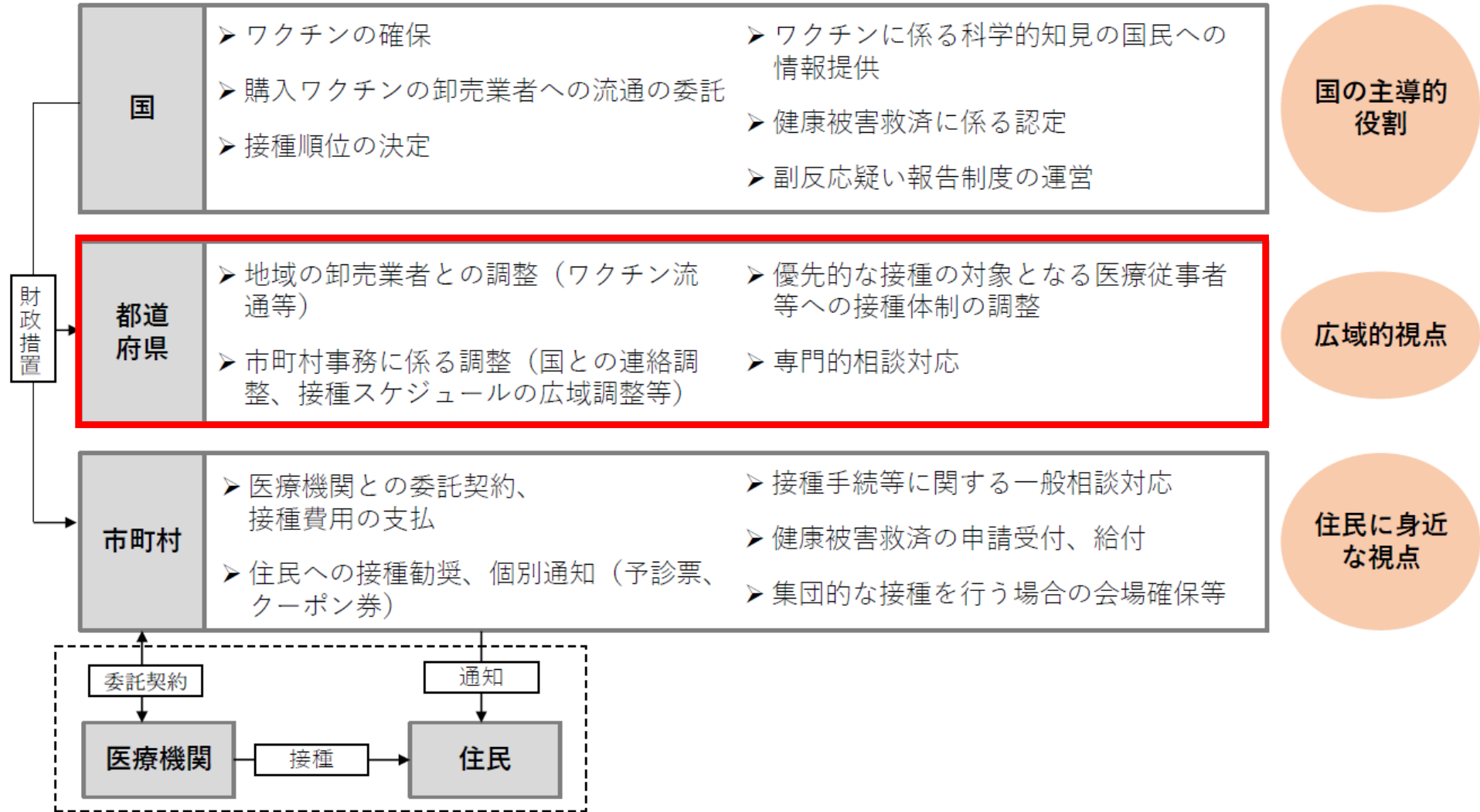
接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、**医療機関、市町村が設ける会場**いずれでも実施できる。
（契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。）
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの**接種可能人数を可能な限り多くする必要**がある。

新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる実施体制

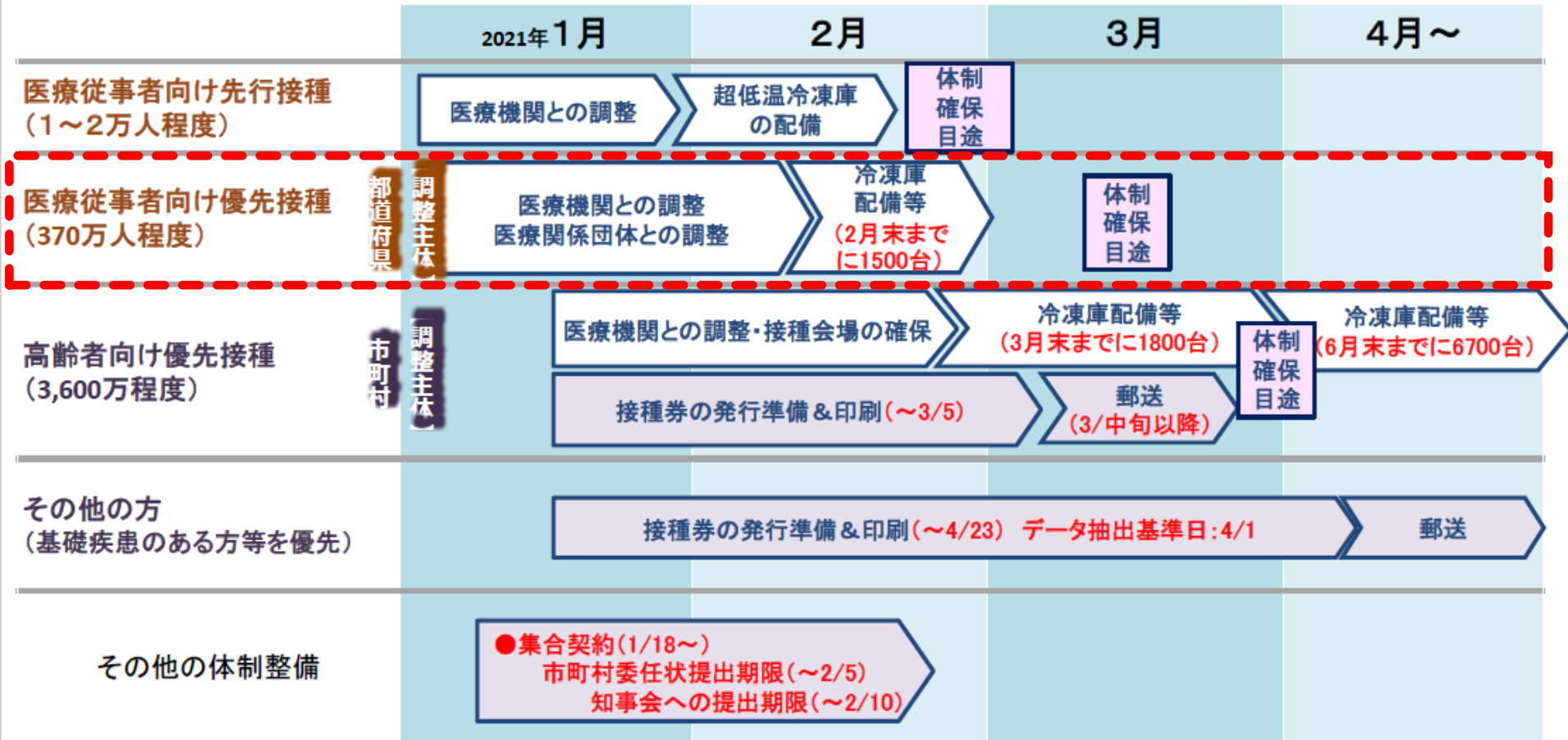
○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

(注) 下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



ワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



注:優先順位は検討中の案に基づく

優先接種の対象となる医療従事者等の範囲

○ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者^(注)を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある 医師 その他の職員

- ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる。）
- ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
- ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。
- ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
- ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- ※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。
なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

○ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者^(注)を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある薬剤師 その他の職員（登録販売者を含む。）

- ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

○ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

- ※ 救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）。

（参考）「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」

（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）

○ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

- ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
（例）保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
（例）宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者。
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者
- ・ 自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合に、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

ワクチン接種体制構築に係るこれまでの流れ



国の動き

R2.12.18

- 第1回自治体説明会
⇒体制整備や接種スケジュールが示される

R2.12.28

- 国通知
⇒ディープフリーザーの県内市町別割り当て台数が示される

R3.1.8

- 国通知
⇒医療従事者向け接種の基本的な考え方と体制構築の進め方が示される

R3.1.25

- 第2回自治体説明会

R3.1.28

- 国通知
⇒高齢者向け接種の基本的な考え方と体制構築の進め方が示される

R3.2.14

- ファイザー製ワクチン承認

R3.2.17

- 第3回自治体説明会



県の動き

R2.12.22

- ワクチン接種に向けた庁内体制を増強 ⇒ 2名体制から7名体制に

R2.12.24~25

- 市町向け説明会、医師会向け説明会、病院向け説明会をそれぞれ開催

R3.1.8~20

- 医療従事者・住民接種体制等を協議する地域別のワクチン接種体制調整会議を県内8地域で開催

R3.1.12

- 庁内体制をさらに増強 ⇒ 人員を7名体制から13名体制に

R3.1.14~

- 優先接種の対象となる医療従事者数の報告を病院や関係団体に依頼

R3.1.21~

- ワクチン接種場所と接種対象者のマッチングを協議する調整会議（第2回）を開始（各地域で順次開催中）

R3.1.28~

- ディープフリーザーの配置計画を国に提出

R3.1.29

- 市町担当課長とのWeb意見交換会を開催（以降、毎週開催）

R3.2.2

- 接種計画（暫定版）を国に提出

R3.2.10

- 庁内体制をさらに増強 ⇒ 人員を13名体制から17名体制に

R3.2.12

- 一般向けコールセンターを全国に先駆けて開設

R3.2.17

- 接種計画（2/17版）を国に提出

R3.2.19

- ワクチン接種に関するポータルサイトを開設

ワクチン接種に向けた庁内体制

- 全庁的な協力を得て、現在17名体制でワクチン接種体制構築を推進
- 地域別に担当を置き、**医療従事者向け接種・住民接種を一体的に調整**

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

感染対策班

感染対策G (7)

連携・支援

班長
医療政策総括監
(次長級・医師)

ワクチン接種体制整備G (17)

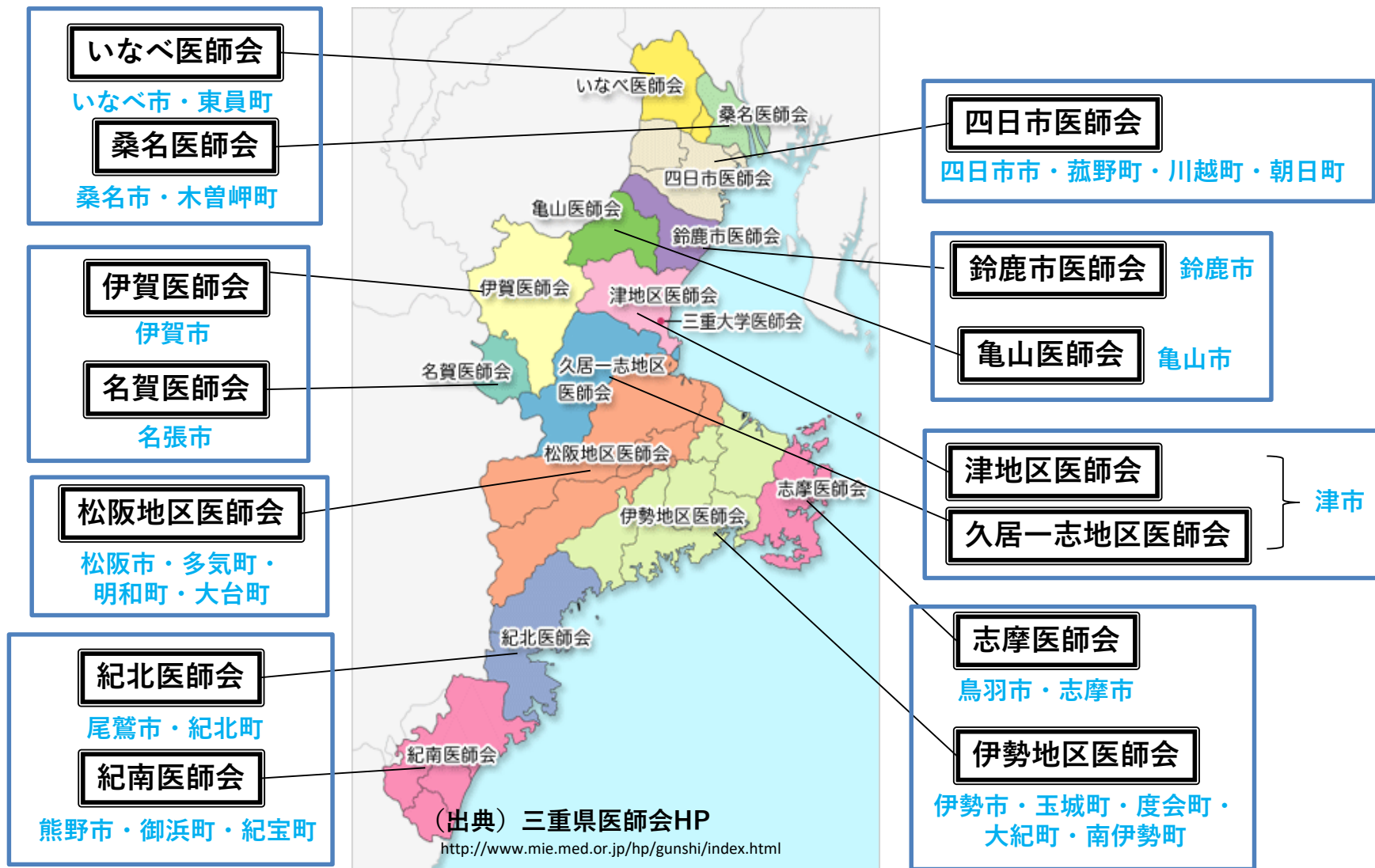
※地域の卸売業者との調整（ワクチン流通等）については、薬務感染症対策課薬事班と連携して対応

- 総括(課長級) (2)
- 企画・総合調整担当 (5)
 - ・各種会議の全体調整
 - ・ワクチン接種全般の政策立案
 - ・専門的相談体制の確保
- 地域調整担当〔北勢 / 中勢・伊賀 / 南勢志摩・東紀州〕 (10)
 - ・【全般】地域における医療関係団体・病院・市町との調整
 - ・【医療従事者等接種】地域における接種計画、冷凍庫配備計画の立案
 - ・【住民接種】地域における市町の計画に係る進捗確認/支援、各種会議の調整

クラスター対策G (7)

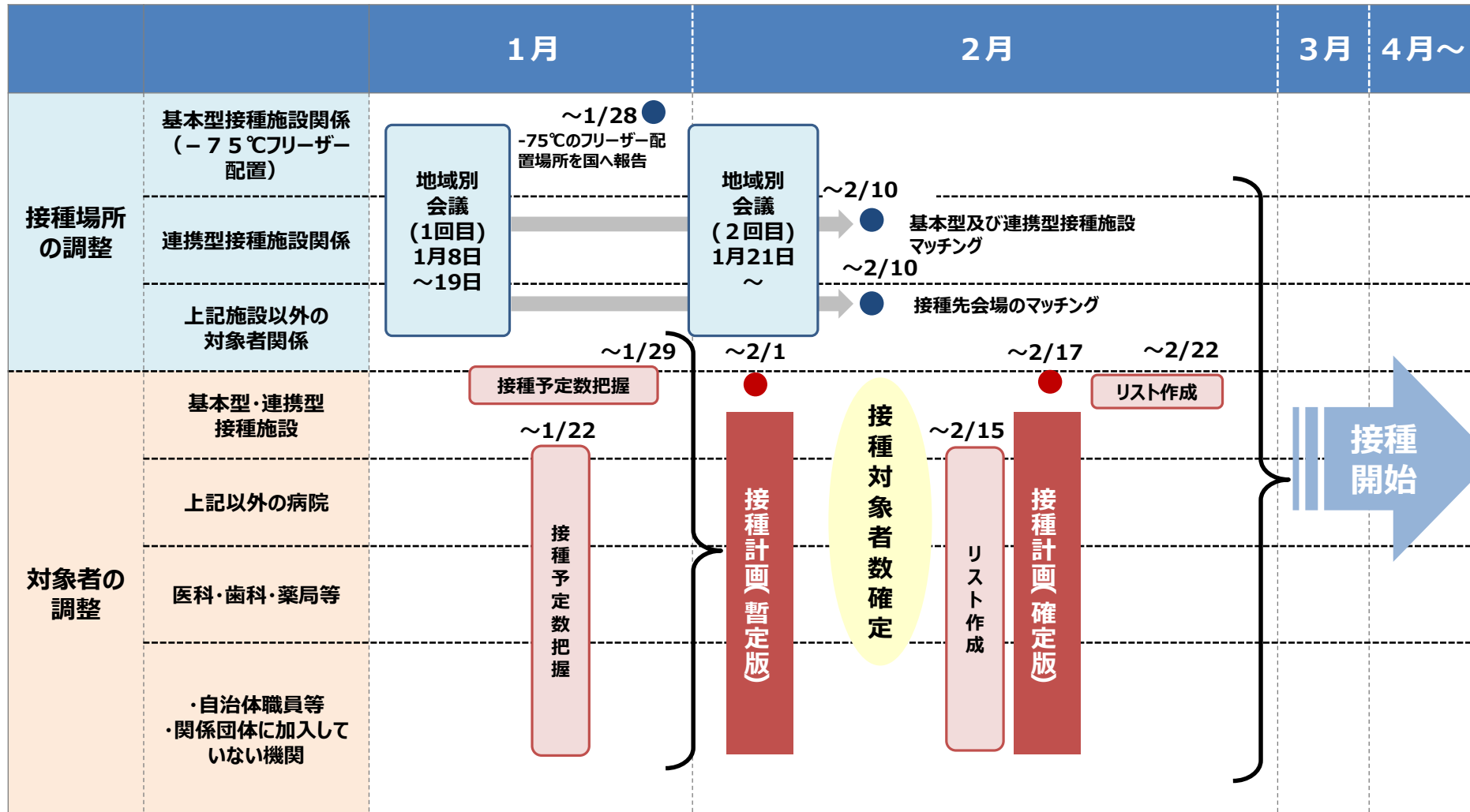
ワクチン接種体制検討の地域設定

- 地域医療構想の構想区域を参考に県内8か所の地域設定を行った上で、**14の郡市医師会単位で接種体制を検討**



医療従事者等向け接種に係る工程表（概要）

- 医療従事者向け接種においては、「**-75℃ディープフリーザーの配置場所の確保**」「**接種場所の確保**」「**対象者の把握**」「**接種場所と対象者のマッチング**」を軸に関係者と調整



本県における医療従事者等に対する接種スキーム

ワクチンの供給について

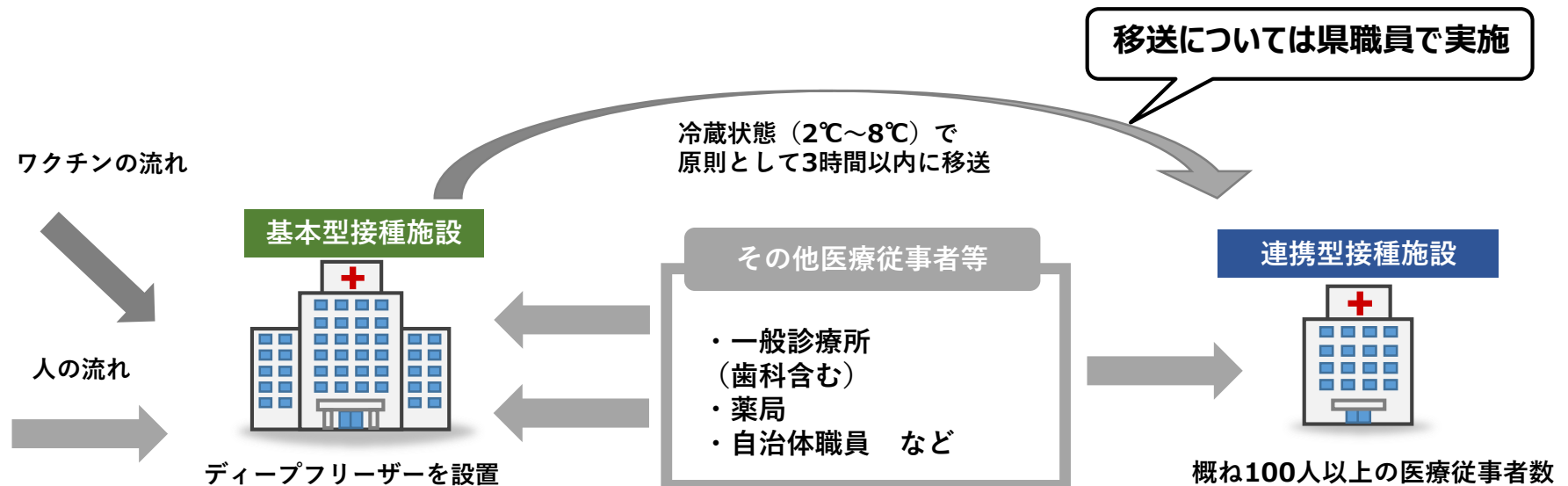
- ・ファイザー社のワクチンについては、195バイアル（975回接種分）単位で -75°C ディープフリーザー配置場所（基本型接種施設）に供給される。
- ・連携型接種施設へは基本型接種施設から冷蔵状態（ $2^{\circ}\text{C}\sim 8^{\circ}\text{C}$ ）でワクチンを移送する。

基本型接種施設及び連携型接種施設の医療機関の医療従事者等に対する接種

基本型接種施設及び連携型接種施設の医療機関の医療従事者等については、**従事する医療機関で接種**を実施。

その他の医療従事者等に対する接種

その他の医療従事者等（小規模病院・診療所・薬局の従事者、保健師・救急隊員等の自治体職員等）については、県が関係団体と調整のうえ、**基本型接種施設または連携型接種施設において接種**を実施。



新型コロナウイルスワクチン接種に関する周知広報

- 新型コロナウイルスワクチン接種について、的確な情報提供をおこなうため、全国に先駆けて新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンターを開設するとともに、ポータルサイトを開設

トップページ	県民の皆様へ	医療従事者等の皆様へ	Foreign language	関連リンク
--------	--------	------------	------------------	-------

三重県のワクチン接種に関する情報を提供します。

ご相談は

みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

TEL 059-224-2825

9時～21時(土・日・祝日も対応)



三重県は国の示している手引きに基づき準備を進めています。

新着情報

- 2021年2月19日 [厚生労働省が開いた自治体向け最新説明会について](#)
- 2021年2月19日 [接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について](#)
- 2021年2月19日 [三重県より、新型コロナウイルスワクチン接種に関する総合サイトを公開いたしました。](#)

みえ新型コロナウイルス
ワクチン接種 ホットライン

TEL **059-224-2825**

9時から21時まで(土・日・祝日も対応)

知事指示事項

令和3年2月26日

- 1 医療従事者向けのワクチン接種が開始されたが、県民の皆様が安心して接種できるよう、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と密接に連携し、体制整備を進めるとともに、ワクチンに関する情報提供を行うこと。
また、県内の医療従事者向けのワクチン接種を確実かつ迅速、臨機応変に行うとともに、医療機関の負担を軽減するため、ワクチンの移送については県が自ら行うこととし、全部局が協力して取り組むこと。
- 2 新型コロナウイルスの影響を受けている飲食店及び取引事業者等に対し、早急に支援を行っていく必要がある。売り上げが減少した事業者が事業を継続していくための支援金について、早期に支給開始できるよう準備を進めること。
- 3 緊急警戒宣言の発出や GoTo トラベル事業の一時停止で観光事業者も打撃を受けていることから、緊急警戒宣言解除後速やかに観光振興策を実施できるよう、早急に検討すること。
- 4 依然として医療機関や社会福祉施設等においてクラスターが発生していることから、保健所とクラスター対策グループにおいて的確に対応するとともに、市町や関係機関ともしっかりと連携し、感染拡大防止の徹底、終息に向けた取組を実施すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症対策は今後も手を緩めることなく行っていく必要があるため、令和3年度に向け、遅滞なく、切れ目なく対策に取り組めるよう専任職員を配置するなど、更なる体制強化を図ること。
- 6 感染された方やその家族、医療従事者や外国人住民の方、県外から来県された方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。
- 7 「緊急警戒宣言」で県民の皆様にご心苦しいお願いを続けている。職員においては、ここで気を緩めることなく、内容について一人ひとりがきちんと理解し、県民の手本となるよう、自ら率先して実施するとともに、家族・友人など周囲に対しても協力を促すこと。